

ベトナム輸出支援プラットフォームカントリーレポート（品目別レポート）

ベトナム向け乳製品の 輸出に関するレポート

2023年4月

ベトナム輸出支援プラットフォーム
農林水産省

【免責条項】本資料にて提供される情報については、生産者や事業者の方々のベトナム輸出の一助となることを目的としているものであり、正確性、完全性、目的適合性、最新性を保証するものではありませんので、当該情報の採否は、ご閲覧者様ご自身の判断、責任において行ってください。本資料での提供情報に関連して、ご閲覧者様が不利 益を被る事態が生じたとしても、農林水産省及び本資料提供者はご閲覧者様に対し一切の責任を負わないものとします。また、本資料は今後もご閲覧者様のご意見やご知見を踏まえて、継続的に見直し、より有用なものとしていきたいと考えております。本資料に関するご意見ご質問は、以下までお願い致します。

本レポートに関する問合せ先：

内容・出典に関すること：農林水産省輸出・国際局 国際地域課 企画班

電話番号：03-3502-8058

現地の市場に関すること：日本貿易振興機構（JETRO）ホーチミン事務所

電話番号：84-28-3821-9363 E-mail アドレス：VNPF.Japanfood@jetro.go.jp

※本資料は「令和3年度輸出環境整備緊急対策委託事業～マーケットインの発想に基づく輸出への転換に向けた海外市場・規制に係る情報整理～」の調査結果をもとに作成しております。

■目次

- 調査結果サマリー
 - I.市場、II. プロモーション、 III. 規制・制度・・・P3
- 品目別カンントリーレポート・・・P7
- 品目別輸出ガイド
 - I. ベトナムにおける乳製品市場・・・P24
 - II. ベトナムにおける乳製品プロモーション・・・P36
 - III. ベトナム向け乳製品輸出ガイド・・・P46

調査結果サマリー

①市場に係る情報整理：まとめ

市場に係る情報整理まとめ

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量販売チャネル
(小売・外食・EC等)当該品目に関する
流行・トレンド競合品の状況
(マーケティングミックス)日系の状況
(マーケティングミックス)

輸出拡大ヒント

- ベトナムはロングライフ牛乳の割合が、家庭でもレストランでも高く市場全体の84%を占めている。ベトナムでは冷蔵庫の保有比率が全国平均で70%程度である事と、市場の約80%を占めるといわれるトラディショナルトレードの多くの店舗に冷蔵庫が無いという事から利便性が高く、生乳よりも賞味期限が長い為、開封前にまとめて購入することができる。コロナによって、冷蔵庫がなくても長く保存できることが利点として取り上げられている
- 他製品では、年配層は練乳を好む傾向があり、2007年までは年間平均で22.7%と高い成長率を見せていたが、2009年～2014年には年間平均約3%と乳製品の中で最も低い成長率となり、これは経済成長と共に乳製品が多様化、消費傾向が変化したためとみられる。

- 需要はパンデミックの影響で成長率は鈍化したが、2016年から2020年にかけて、牛乳・乳製品の需要はCAGR8.8%で増加してきた
- 地元で生産された乳製品が市場の大半を占めており、牛乳の約80%が地元で生産されている
- 牛乳・乳製品の輸入は、ニュージーランド（45%）が最も多く、次いで米国、フランス、オーストラリアとなっており、ベトナムからの牛乳・乳製品の輸出は少ない

- 牛乳・乳製品は主に、小規模食料品店などの伝統的な食料品店でも販売されている。また、小規模食料品店へは、中小の流通業者を経由して流通
- Eコマースは現状のシェアは低いが、2020年の新型コロナ禍以降、成長率は高く、2021年には小売売上高に占める割合は7.0%となり、新たな流通販売経路の開拓余地は存在するとされる。但しECのための流通インフラが整っていないため、まだ課題が多い状況にある

- 健康志向の消費者の増加に伴い、ベトナム現地ではプレミアム液体ミルク（オーガニックミルク、A2ミルク）、植物ベースの代用乳（クルミミルク、豆乳、マカダミアミルク）やヨーグルトの消費が増加している

- 海外の輸出企業がベトナムでのビジネスマッチングの場として貿易フェアなどイベントに参加すること多い
- 300以上の乳製品ブランドの中で、主要なブランドとしてVinamilk、Friesland Campina、TH Milkが存在し、広い流通ネットワークを持ち、様々なメディアで広告宣伝を実施している

- 日本企業の牛乳・乳製品のベトナム市場での存在感は未だに薄いが、粉ミルクは安心安全の観点で消費者の評価が高い
- 最近では森永乳業など大手が現地における生産設備を新設するといった現地化に取り組む事例が生まれつつある

- 消費者は、高栄養・品質で既に有名で評判の良いブランドの牛乳をリーズナブルな価格での購入する傾向が強い
- プロモーションやソーシャルキャンペーンを通じた認知度向上と、消費者が手に届く価格帯でパパママショップや大規模な小売店、Eコマースなど様々なチャネルで販売を拡大していくことが重要

プロモーション

プロモーション関連情報まとめ

プロモーション情報まとめ

広報活動の
全体設計

広告媒体の選択

広報方針の検討

- 伝統的な広報媒体であるTVや新聞、雑誌のような媒体が強い影響力を持つが、TVの場合は各地方に様々な放送局が存在し、それぞれ多くの視聴者を抱えている
- それに加え、グローバル展開のSNS（Facebook、Youtube等）や地場SNS（Zalo）がベトナム国内で多くのユーザーを抱え、広報媒体の選択肢として存在感がある
- また、ベトナムのローカルやグローバル展開の動画サービサーが、主に動画配信サービスとして多数の会員を抱える
 - FPT Play、Netflix、VTVcab ON

- 大手は「TVのCM」、「SNS広告（Facebook、Tiktok、ZALO）」、「PRキャンペーン」、「屋外広告」、「Youtube」等のマーケティングを実施している。
- 最近ではデジタルマーケティング専門の広告代理店が強い影響力を持つため、デジタル広告のシェアも高まっている
- Vinamilk社やTH True Milk社などは、政府が主導する幼児の体力および知力向上を目的とした、「全国学校牛乳プログラム」等の社会貢献プログラムに積極的に関わっており、就学前・公立小学校・貧困児童などに対して援助を行っている。

広報体制の
構築

- 広告代理店・広告制作会社・PR会社等、広報に関わる様々なプレーヤーが存在。
- 各広告代理店、PR会社、ブランドコンテンツエージェンシー等が、広報資材制作会社を抱えている場合が殆どである
- 大手広告代理店は、マス広告、インターネット広告、新メディア（SNSなど）をカバー。文章の制作、動画の脚本制作、プロモーション企画などの機能も有している
- プロモーション関連事業者としてはTime Universal Communications、Haravan、GCO Digital Marketing Agency、PHUC AN ADVERTISING AND SERVICES CO., LTD、BigSun Media Group Joint Stock Companyなどのような会社があり、グローバルな会社もベトナム現地会社も存在

広報資材の
作成

- Time Universal Communications社はグローバルなマーケティング会社としてベトナムに参入し、デジタルマーケティング（マルチメディアクリエイティブ、コンテンツ制作、ブランディング、イベント開催、ウェブサイトデザイン、モバイルアプリデザインなど）を展開している
- マーケティング会社以外にも、流通業者や小売業者が独自のイベント開催にあたり広告を作成したりすることもある

② 規制に係る情報整理（１）．規制・制度の情報整理まとめ

規制・制度の情報整理まとめ

規制・制度の情報整理まとめ

ステップ	内容	情報の参照先
証明書	ベトナムでは、輸出者や輸入者が税関書類の作成しなければならない認証が数多く存在、そのため一般的に発行を代行する機関を利用するのが一般的な状況となっている	- ベトナム農業農村開発省（MADR） - ベトナム獣医局（DAH）
ライセンス登録	- ベトナムに輸入するには、投資ライセンスと事業登録証明書を取得する必要がある - 企業に商品を卸すためのライセンスは必要ないが消費者に直接製品を販売する場合は、貿易ライセンスが必要	- ベトナム農業農村開発省（MADR） - ベトナム産業貿易省（MOIT）
輸出ラベル	- ベトナムで流通している食品のラベルはベトナム語が必須。外国語との併記も可能 - ラベル承認においては、オンライン提出システムがある。承認プロセスでは原本を提出することが求められ、登録手続きは、申請書類の提出後、通常3～4週間が所要されることが多い	- ベトナム農業農村開発省（MADR） - ベトナム産業貿易省（MOIT）
通関書類	原産地証明書やパッキングリスト、請求書などが求められる	
通関届け出	- ベトナムではVNACCSと言われる税関の輸入申告書および添付書類の管理プラットフォームが存在、輸入者はまずE-Customs Registrationを取得し、税関当局によって承認されている必要がある - 一部の企業は優遇措置（検査・書類提出の免除や優先的な手続きなど）を申請することが可能	- ベトナム産業貿易省（MOIT） - ベトナム関税庁（Vietnam General Customs Office）
税金納付	最恵国待遇を与える国、輸入特別特惠関税に関する協定を締結している国、その他の国など3つの分類によって適用税率が異なる	
検査・検疫	- 食品検疫においては動物検疫や食品衛生検査の対象となる - 食品添加物においては添加物と香料に大きく区分し、規制を適用、食品添加物の使用に関しては一般基準（GSFA）STAN 192-1995に基づいて、食品への添加物の使用を認めている - 牛乳乳製品においても動物用医薬品や重金属などいくつかの残留物質の規制がある - 乳製品と遺伝子組み合せ食品の場合は、畜肉エキス等動物性由来食品規制によって検査の対象となる	- ベトナム農業農村開発省（MADR） - ベトナム獣医局（DAH）

品目別カンントリーレポート

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品

市場に係る情報整理まとめ

当該品目に関する 食品の嗜好

- ベトナムはロングライフ牛乳の割合が、家庭でもレストランでも高く市場全体の84%を占めている。ベトナムでは冷蔵庫の保有比率が全国平均で70%程度である事と、市場の約80%を占めるといわれるトラディショナルトレードの多くの店舗に冷蔵庫が無いという事から利便性が高く、生乳よりも賞味期限が長い為、開封前にまとめて購入することができる。コロナによって、冷蔵庫がなくても長く保存できることが利点として取り上げられている
- 他製品では、年配層は練乳を好む傾向があり、2007年までは年間平均で22.7%と高い成長率を見せていたが、2009年～2014年には年間平均約3%と乳製品の中で最も低い成長率となり、これは経済成長と共に乳製品が多様化、消費傾向が変化したためとみられる。

需要

生産量
輸入量
輸出量

- 需要はパンデミックの影響で成長率は鈍化したが、2016年から2020年にかけて、牛乳・乳製品の需要はCAGR8.8%で増加してきた
- 地元で生産された乳製品が市場の大半を占めており、牛乳の約80%が地元で生産されている
- 牛乳・乳製品の輸入は、ニュージーランド（45%）が最も多く、次いで米国、フランス、オーストラリアとなっており、ベトナムからの牛乳・乳製品の輸出は少ない

販売チャネル (小売・外食・EC等)

- 牛乳・乳製品は主に、小規模食料品店などの伝統的な食料品店でも販売されている。また、小規模食料品店へは、中小の流通業者を経由して流通
- Eコマースは現状のシェアは低いが、2020年の新型コロナ禍以降、成長率は高く、2021年には小売売上高に占める割合は7.0%となり、新たな流通販売経路の開拓余地は存在するとされる。但しECのための流通インフラが整っていないため、まだ課題が多い状況にある

当該品目に関する 流行・トレンド

- 健康志向の消費者の増加に伴い、ベトナム現地ではプレミアム液体ミルク（オーガニックミルク、A2ミルク）、植物ベースの代用乳（クルミミルク、豆乳、マカダミアミルク）やヨーグルトの消費が増加している

日系の状況 (マーケティングミックス)

- 日本企業の牛乳・乳製品のベトナム市場での存在感は未だに薄いですが、粉ミルクは安心安全の観点で消費者の評価が高い
- 最近では森永乳業など大手が現地における生産設備を新設するといった現地化に取り組む事例が生まれつつある

現地プロモーション 関連情報

- 大手は「TVのCM」、「SNS広告（Facebook、Tiktok、ZALO）」、「PRキャンペーン」、「屋外広告」、「Youtube」等のマーケティングを積極的に実施している。
- 最近ではデジタルマーケティング専門の広告代理店が強い影響力を持つため、デジタル広告のシェアも高まっている
- Vinamilk社やTH True Milk社などは、政府が主導する幼児の体力および知力向上を目的とした、「全国学校牛乳プログラム」等の社会貢献プログラムに積極的に関わっており、就学前・公立小学校・貧困児童などに対して援助を行っている。

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（１）当該品目に関する食品の嗜好

コロナパンデミック時は、冷蔵庫がなくても長く保存できる常温・滅菌牛乳が人気の傾向
 その他、年配層は練乳を好むが、若年層はクリームやコーヒーホワイトナーをより好む傾向

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

当該品目に関する食品の嗜好

家庭での料理法

- ベトナムの消費者は、練乳には多機能性があると認識しており、家庭でのヨーグルト作りやお菓子作り、料理に加え、様々な飲料にも使用されている
- ベトナム戦争以前から親しまれている、主要練乳ブランド「Ong Tho」は、輸入品の牛乳や乳製品が高価であったことから乳幼児向けの代用ミルク、高齢者や栄養失調への対処などに利用され、体質の弱い人が飲むものと認識
- そのため、糖分が多く含まれていても害があるとは思われていなかったが、若い世代の健康志向の高まりとともに、その傾向は変わりつつある



レストラン店内・持ち帰りでの料理法

- クリームやコーヒーホワイトナーはベトナムでは伝統的にはあまり食べられる食品ではないが、経済発展とともに増加したスターバックスを代表とするシアトル式コーヒーチェーンなどの影響から若い世代を中心として普及した。
- ベトナムは、フランス文化の影響を強く受けており、金属製フィルターで細かく挽いたコーヒーを濾して飲むが、冷蔵庫が普及していなかった時代に代用カフェオレとして練乳を入れていたことから、現在でも一般的に飲まれている。



当該品目や同様の料理に関する嗜好

- ベトナムのロングライフ牛乳は、家庭でもレストランでも、好まれている傾向
- ロングライフ牛乳は大きな冷蔵庫を持たない地元の消費者にとって利便性が高く、生乳よりも賞味期限が長いので、開封前にまとめて購入することができる



- ロングライフ牛乳はハイパーマーケットのような大きな冷蔵能力を持たない伝統的な食料品店でも簡単に保存できることがある

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（２）需要

パンデミックの影響で成長率は鈍化したが、2016年から2020年にかけて、牛乳・乳製品の需要はCAGR8.8%で増加してきた

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

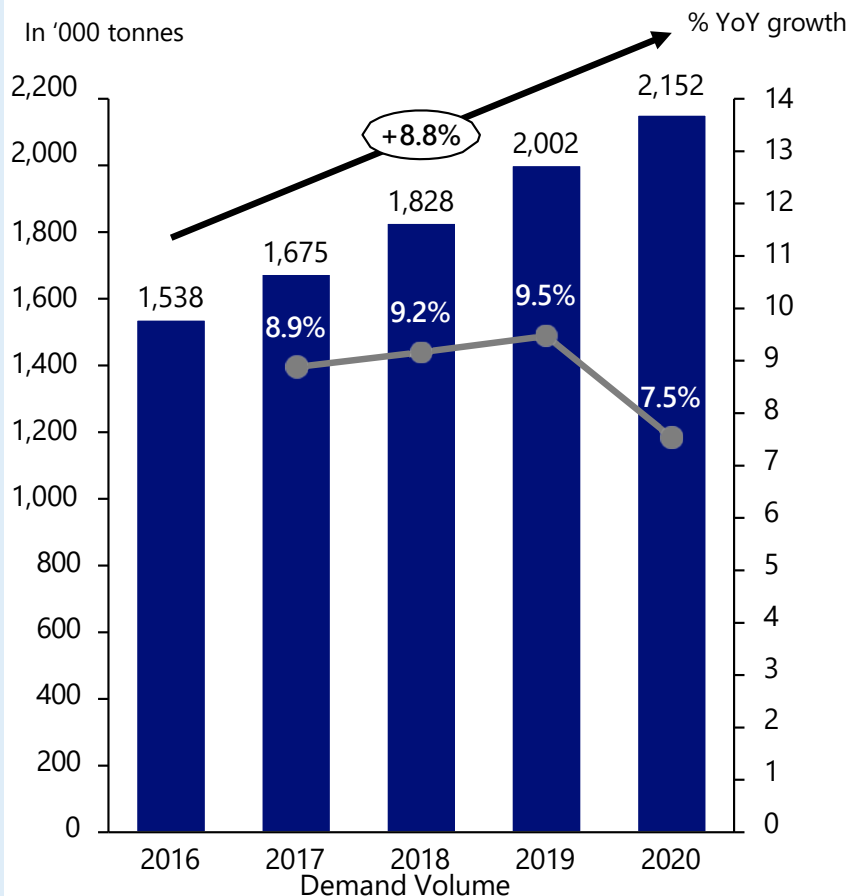
当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

需要まとめ

需要の推移



需要のまとめ

	概要
サマリー	- ベトナムでは牛乳・乳製品の需要が高まっている - パンデミックの影響で、乳製品産業の成長率は2019年と比較してわずかな低下したが、7.5%程度の成長を維持
生産	- 現地生産はここ数年、CAGR7%程度で成長している (2016-19年) 1,753 '000 tonnes (2019) 1,599 '000 tonnes (2018) 1,446 '000 tonnes (2017) 1,341 '000 tonnes (2016)
輸入	- 輸入量は年々増加しており、CAGR 5.3%程度で成長(2016-19) 280 '000 tonnes (2019) 260 '000 tonnes (2018) 249 '000 tonnes (2017) 228 '000 tonnes (2016)
輸出	- ベトナムからの輸出は少量安定している 31 '000 tonnes (2019) 30 '000 tonnes (2018) 21 '000 tonnes (2017) 30 '000 tonnes (2016)

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（３）販売チャネル

パンデミック時に移動が制限されたため、オフトレード（小売）の販売シェアが増加
牛乳・乳製品は主に、独立系の小規模食料品店などの伝統的な食料品店で販売されている

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

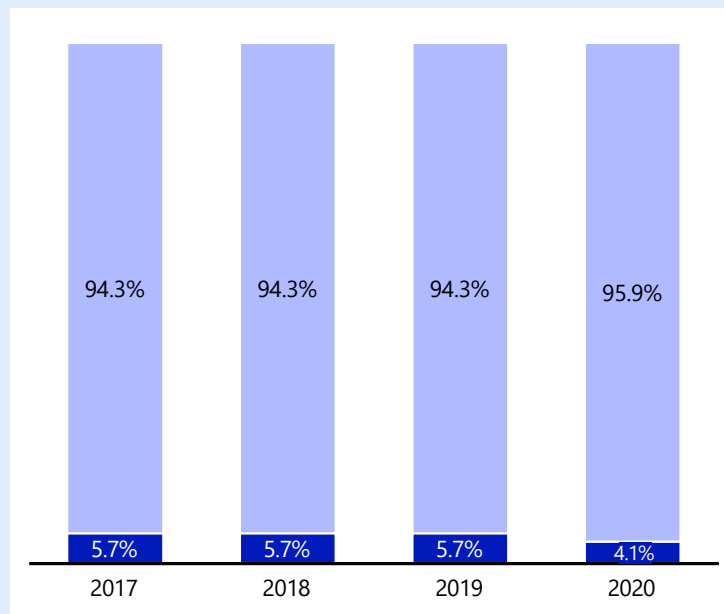
当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

販売チャネル

小売の販売チャネルのシェア：全体の96%



■ 小売 ■ 外食

小売

- ✓ 現代的な小売：ハイパーマーケット/スーパーマーケットなど
- ✓ 伝統的な小売：独立した小さな食料品店など
- ✓ Eコマース

外食

- ✓ カフェ、バー、レストラン、持ち帰りなど

伝統的な小売での販売が主流

小売

店舗無し
(1%)

E-commerce
(1%)

店舗販売
(99%)

現代小売
(19%)

ビッグシー(Big C)、ロッテマート(Lotte Mart)、イオン(Aeon)、コープエクストラ(Coop Xtra)、イーマート(Emart)

伝統小売
(80%)

- ・ ホーチミン・ベントイン市場(Ben Thanh)、ハノイ・ギアンボ市長(Giang Vo)、ケイマーケット(K Market)、OKマート(OK Mart)

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（４）当該品目に関する流行・トレンド

健康志向の高まりを背景に、低糖・低脂肪やオーガニック（有機）の乳製品を消費する傾向が強く見られる

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

当該品目に関する流行・トレンド

嗜好

牛乳

プレミアム液体ミルク
(オーガニックミルク、
A2ミルク)、植物ベー
スの代用乳(クルミミ
ルク、豆乳、マカダミア
ミルク)を好む嗜好が
拡大



ヨーグルト

- 健康志向を背景とした地元消費の拡大による成長
- 消費拡大により、輸入品も多品種、低価格化が進んでいる
- Ready to Eat, Ready to Drinkなどの商品展開の広まりを見せる



インフルエンサー

Milk Awareness Campaign

- ベトナム政府は、2-12歳の子供たちの身長と体重を伸ばす事を目的として、2016年以降、「全国学校牛乳プログラム」を実施しており、乳製品摂取を推奨している。
- 2020年末時点の共産党電子メディアの発表では、同プログラムには全国26の市・省が参加し、数百万の児童に対してサポートを行っている。

インフルエンサー

- MeKopo và Coffee (@babykopohome)
- FOOD BLOGGER IN SAIGON (@tebefood)
- TRANG NHÍM TRÒN (@trangnhimtron)

フードブログ

- Ninh Tito (<https://ninh Tito.com/>)
- An Sap Saigon (<https://www.facebook.com/an sapsaigon/>)
- No Food Pho Bia (<https://nofoodphobia.com/>)

イベント

Trade Fairs

- ベトナムにおける貿易フェアなど展示会はB2B、B2Cのビジネスマッチングの場として一般的に利用されている。
- イベントに参加することで、日本の輸出業者は現地のビジネス事業者とコンタクトをつくる事が可能。
- 製品を展示するためのブースを登録



関連Trade Fairs

- Vietnam FoodExpo
- Vietfood & Propack Vietnam
- ILDEX Vietnam
- International Food Festival
- Food & Hotel

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（５）日系の状況

様々な日本の牛乳・乳製品がベトナム市場で流通しているものの、競合品に比べるとまだまだ存在感は薄い状況にある

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量

輸入量

輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

日系の状況（マーケティングミックスまとめ）

4P	内容
商品	■ 牛乳、粉ミルク・ベビーフード、大人用強化ミルク、チーズ、ホエイ、ミルクプロテイン、アイスクリームミックスなど
価格	■ 乳児用粉ミルク-1kgあたり20～33米ドル ■ 冷蔵牛乳1ℓあたり2.5～5.5米ドル ■ CPTPPの結果、日本からの乳製品は輸入関税の対象外となった ※ Note: CPTPP-Comprehensive and Progressive Agreement for Trans-Pacific Partnership
流通	■ 販売代理店と連携して、店頭に商品を流通させている
プロモーション	■ 店舗でのキャンペーンを通じて製品の認知度を高めるプロモーションを行っている企業が存在 ■ ベトナム語版のウェブサイト（コーポレートサイト）やFacebookファンページを作成し、レシピ提案やキャンペーン情報の広告運用をしながら認知度を高めるプロモーションを行いつつ店頭およびECでの販売に注力している企業が存在 ■ 女性の牛乳販売員や管理栄養士に対して「栄養改善プロジェクト」を開始し、牛乳・乳製品に関する教育を提供している企業もいる

日系企業がベトナムで製品を販売する際には、主に現地パートナーの物流網等を利用するケースが多い

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

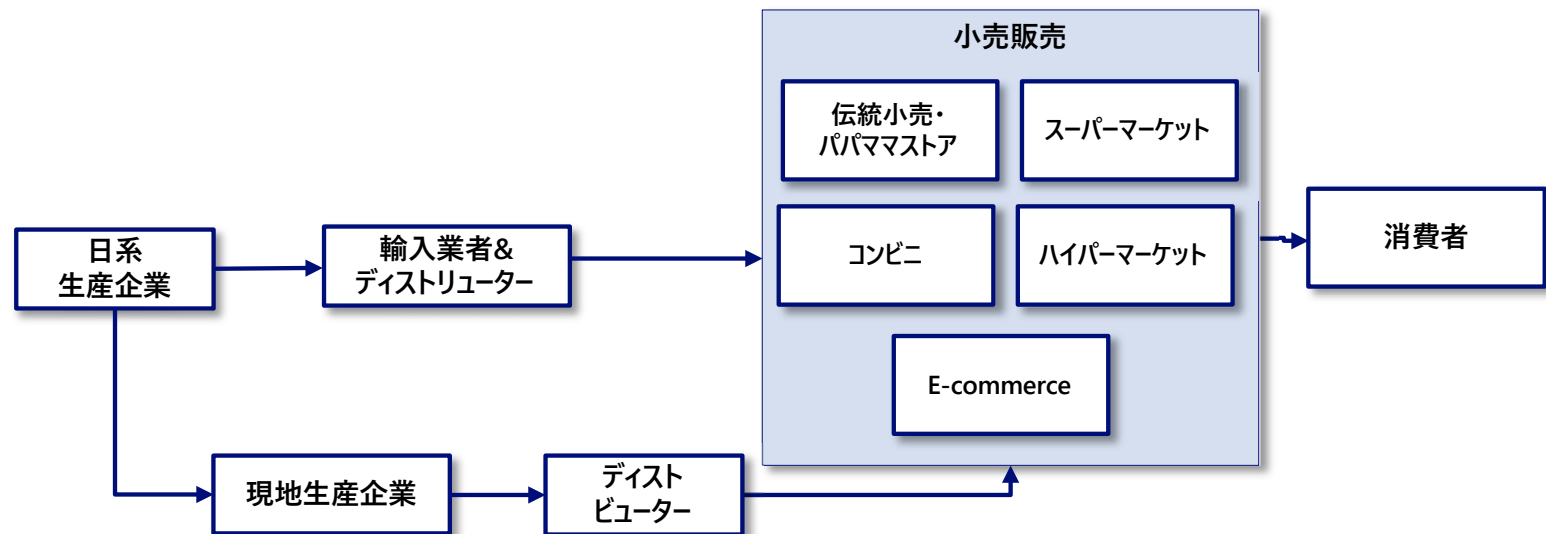
日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

日本産品の状況（流通方式）

販売チャネル

- 明治はベトナムに販売拠点を置き、粉ミルクの輸入・販売を行っている（代理店経由でも販売）
- アサヒグループとベトナムの栄養食品ブランドNutiFoodとの合併会社を設立、NutiFoodの流通チャネルを利用して商品を販売
- 森永製菓は、DKSHの消費財事業部門と連携し、コンビニエンスストアなどへの販売を実施



店舗での賞味期限管理は、ディストリビューターの役割。小規模店舗には冷蔵設備が不足している状況

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

日本産品の状況（流通方式）

商習慣

- マージン： 輸入・販売業者は7～10%、近代小売は15～25%、伝統小売は5～10%。輸入製品に関しては、国産よりも動きが悪くなることから、販売店側で国産品の倍程度のマージンを取ることもある。
- 輸送： フレッシュミルクの場合、冷蔵トラックを使用。ABAのようなコールドチェーン事業を展開し、牛乳・乳製品物流を得意とする企業も存在する（※ABAは牛乳・乳製品以外にも医薬品、肉・果物と野菜、種子、農産品、冷凍品など様々な商品を取り扱う企業である）。
- 支払い： スーパーマーケットのような大規模小売店では、銀行振り込みが最も一般的、小規模な店舗では、現金での支払いが最も多い
- 売上のキックバック： 個人へのキックバックは法律で禁止されているが、中間業者と中小小売の間では存在するケースもある。小売店へは商品陳列報奨金、売上連動追加マージンなど様々なものが存在する。
- 返品： 賞味期限切れや腐敗した製品を回収し、新しい製品と交換する必要がある。大規模小売店との取引においては納入時の賞味期限残存期間や、一定の残存期間が過ぎた時点で返品対応を行う事を確約する必要があるケースもある。（例：納入時残存期間3分の2以上、返品時残存期間3分の1以下）
 - 現地流通業者は、陳列状況を確認し、賞味期限切れ製品がないようにする必要がある
 - ベトナムは書面主義のため、ベトナムへの輸出を検討する段階で、現地専門家の意見を聞きながら、返品要求された場合の条項を契約書に明記することが重要。
- 小規模な店舗の場合： 冷蔵保管能力が足りない場合が多く、トラディショナルトレードでは、そもそも冷蔵庫を持っていない店舗もある。
- 輸入業者の場合： 貨物が到着した時点で、賞味期限の30%が過ぎていることが多く、輸入業者は生鮮品をすぐに流通させられなければ損失を被ることになる
- 店舗での賞味期限管理は、ディストリビューターの役割。

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（6）現地プロモーション関連情報

大手メーカーはTVCM、新聞広告のようなマス広告で宣伝を実施するに加えて、Webを通じたデジタルマーケティングにも注力。また、独自のイベント等も実施している

広報活動の全体設計：広報方針の検討（現地広報活動事例）

分類		現地広報活動事例
マス 広告	TV	- VTV、VTV3、HTV7、HTV9の各チャンネルにTH True Milkの広告を掲載 - 午後7時から9時までの間、30秒の広告を掲載、スローガンはNatural essence intact in every drop of clean milk
	ラジオ	- Friesland Campina - 対話型ラジオ番組「Ve An Com(Get Home for Mealtime)」と呼ばれる、特に農村部の母親のために作られたもので、2017年時点では全国43省・市で、およそ1,200万人のリスナーを抱えている。 - 牛乳を飲むことを忘れないように、牛乳の利点について教育するために、わかりやすく、信頼できるメッセージを伝えることにフォーカス
	新聞	Vinamilkによる「Raising Vietnam fund」（225億Vietnam・ドン以上の規模の遠隔地の子どもたちに無料の牛乳を提供するためのプログラム）が新聞報道された
	雑誌	TH True Milk等は、「Phụ nữ（女性）」、「Sài Gòn tiếp thị（サイゴンマーケティング）」、「Doanh nhân Sài Gòn（サイゴン人民）」、「Hà Nội mới（ニューハanoi）」等のビジネスパーソンや女性を対象とした雑誌に広告を掲載している。
インター ネット 広告	大手Webサイト （ポータルサイト）	大手ウェブポータルサイトのVExpressなどでは、Vinamilk社、TH True Milk社、Friesland Campina社などが展開しているキャンペーン情報や、社会貢献活動、製品情報などの多くの記事広告が掲載されている。
	SNS	大手各社はFacebookを中心に、消費者の啓蒙やキャンペーン・新商品周知などを目的とした記事コンテンツを作成し広告配信している。また、近年ブームとなっているTikTokでも大手各社は様々な動画を投稿しており、若年層へのPRを行っている。
	動画サイト	最もメジャーなYoutubeにおいて、Vinamilk（フォロアー199万人）、TH True Milk（8.6万人）などは会社・製品・社会貢献活動紹介など、多くの動画コンテンツを投稿している。
	Webバナー	Friesland Campinaは、Google Search、Google Display Network、YouTubeで、同社のブランドFriso（幼児乳）の広告キャンペーンを実施
セールス プロモ ーション	イベント	- US Dairy Export Promotion Councilは、Vietnam Food and Hotel 2015 Trade Showで大ヒットしたチーズのサンプリングイベントを実施 - Vinamilk社やTH True Milk社などは、政府が主導する幼児の体力および知力向上を目的とした、「全国学校牛乳プログラム」等の社会貢献プログラムに積極的に関わっており、就学前・公立小学校・貧困児童などに対して援助を行っている。
	店内プロモーション	大手各社は、モダントレードの店内で様々なディスプレイ（エンドゴンドラ、島什器など）を展開しており、PGといわれるプロモーターを派遣し、認知度・セールス向上を図っている。また、トラディショナルトレードではバナーや陳列什器の提供等も行っている。
	チラシ・DM	Vinamilk社は全寮制の学校で、試験期間中の学生の健康管理に必要な情報をまとめたリーフレットを配布
	会員誌・フリーペーパー	Vinamilk社は、ベトナム航空が発行するHeritageという機内誌に対して広告掲載を行っている。

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量

輸入量

輸出量

販売チャネル
（小売・外食・EU等）

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
（マーケティングミックス）

現地プロモーション
関連情報

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（6）現地プロモーション関連情報

Vinamilk社は、Vinh Long省政府と連携し、地域の子供たちの身長や体力を高めるために、マイルケイムを飲むことに対する地域の意識を高めるための活動を展開

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量
輸入量
輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

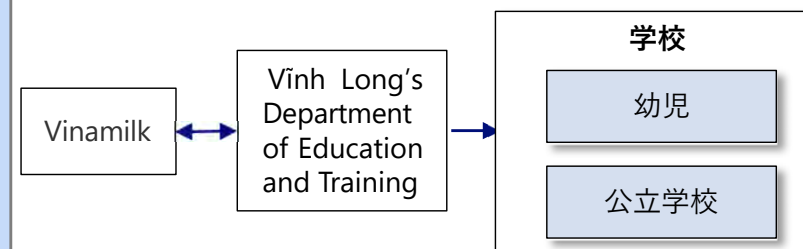
広報活動の全体設計：広報方針の検討（現地広報活動詳細）

実施概要		
媒体	商品	実施主体
コンシューマーセールスプロモーション	牛乳	Vinamilk社
	活動内容	
活動名称	■ School Milk Program 2018-21	
活動目的・対象	■ 目的：需要促進 ✓ 地域の子供たちの身長や体力を高めるために、マイルケイムを飲むことに対する地域の意識を高める。 ■ ターゲット：消費者	
活動エリア	■ VietnamのVinh Long 省 ■ 人口114万人	
活動規模	■ 293以上の幼稚園と46,300以上の公立幼稚園の小学生がこのプログラムに参加	

活動内容

- 学校にミルクを定期的に提供。州の予算に加えて、Vinamilk社が費用の50%を支援。残りは保護者が負担。
- ただし、貧困層の子供には州の予算から100%の費用が支援される。
- ベトナム政府関係者によると、このプログラムを通じて、牛乳を飲むことに対する地域社会の意識が高まったとしており、ベトナム国内の他の地域でも実施していくとしている

プロモーション体制



- Vinh Long省は、子どもたちの成長を支援し、将来の現地のために質の高い人材に投資するための多くのプログラムを構築してきた

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（6）現地プロモーション関連情報

マーケティング会社以外にも、流通業者や小売業者が独自のイベント開催にあたり広告を作成したりすることもある

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量

輸入量

輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

プロモーション関連事業者（現地プロモーション会社・流通関連業者・小売業者など）

業種	流通関連業者
企業名	Phan Nguyen Export Import and Trading Investment Co Ltd
売上	N/A
人員	N/A
事業内容	輸入、流通（オーガニック製品が専門）
媒体名	Website: https://pncom.vn/ Facebook Page: https://www.facebook.com/pncom.vn 有機商品専用 E C サイト: https://leaforganic.vn
実績	- 100%独立したオーナー企業 - ベトナムで国際的に認定されたオーガニック製品の輸入と流通のパイオニアとして、北から南まで、500の流通エージェントとネットワークがある
コンタクト先	メール: contact@pncom.vn 電話: 0902.030.302 - 0902.486.855 事務所: ・ ハノイ: 671 Hoang Hoa Tham, Ba Dinh Distric, Ha Noi ・ ホーチミン市: 7B/8 Nguyem Thi Minh Khai - Ben Nghe Ward - District 1 - Ho Chi Minh City ・ Leaf Organic 有機商品専用のスーパー: 29 Nguyen Chi Thanh, Ha Noi
想定される費用	—

カントリーレポート：ベトナム牛乳乳製品（6）現地プロモーション関連情報

Time Universal Communications社はグローバルなマーケティング会社として、デジタルマーケティングサービスなどを展開している

当該品目に関する
食品の嗜好

需要

生産量

輸入量

輸出量

販売チャネル
(小売・外食・EU等)

当該品目に関する
流行・トレンド

日系の状況
(マーケティングミックス)

現地プロモーション
関連情報

プロモーション関連事業者（現地プロモーション会社・流通関連業者・小売業者など）

業種	現地プロモーション会社
企業名	Time Universal Communications
売上	N/a
人員	60名
事業内容	デジタルマーケティング (含む：マルチメディアクリエイティブ、コンテンツ制作、ブランディング、イベント開催、ウェブ サイトデザイン、モバイルアプリデザインなど)
媒体名	Website: https://timeuniversal.vn/ Facebook Page: https://www.facebook.com/timeuniversal Youtube Channel: https://www.youtube.com/TimeUniversalVN
実績	- 100%独立したオーナー企業 - 世界のトップブランド05社、国内のトップブランド50社を顧客に持つ。
コンタクト先	メール： info@timevn.com 電話：0977 011 116 事務所： • ハノイ： 16th Floor, C1 Thanh Cong Tower, Thanh Cong Ward, Ba Đình Dist, Ha Noi • ホーチミン市： A3.05.06, TNR Goldview Tower, 346 Ben Van Don, Distr. 4, HCM City
想定される費用	費用はプロジェクトごとに計算される

品目別輸出ガイド

ベトナム | 牛乳・乳製品

注釈：

(法)法令等で義務付けられているもの

(実)義務付けられていないが実務上行われるもの

(推)任意のもの

1. 市場概要

- 1-1. 市場の概要
- 1-2. 消費者の嗜好、流通構造

2. 輸出事前準備

(出荷までに行うこと)

- 2-1. 製品に適用される輸出
検疫要件の確認
- 2-2. 食品基準及び関連規
制・法令順守の確認
- 2-3. 関税分類と関税の確認
- 2-4. 製品ラベルの作成
- 2-5. 商標及びその他の知的
財産権の登録

3. 輸出手続き

(空港、港湾で行う手続き)

- 3-1. 輸出手続きに必要な書
類の準備
- 3-2. 輸出検疫証明書の
取得
- 3-3. 輸出税関の輸出許可

4. 現地輸入手続き

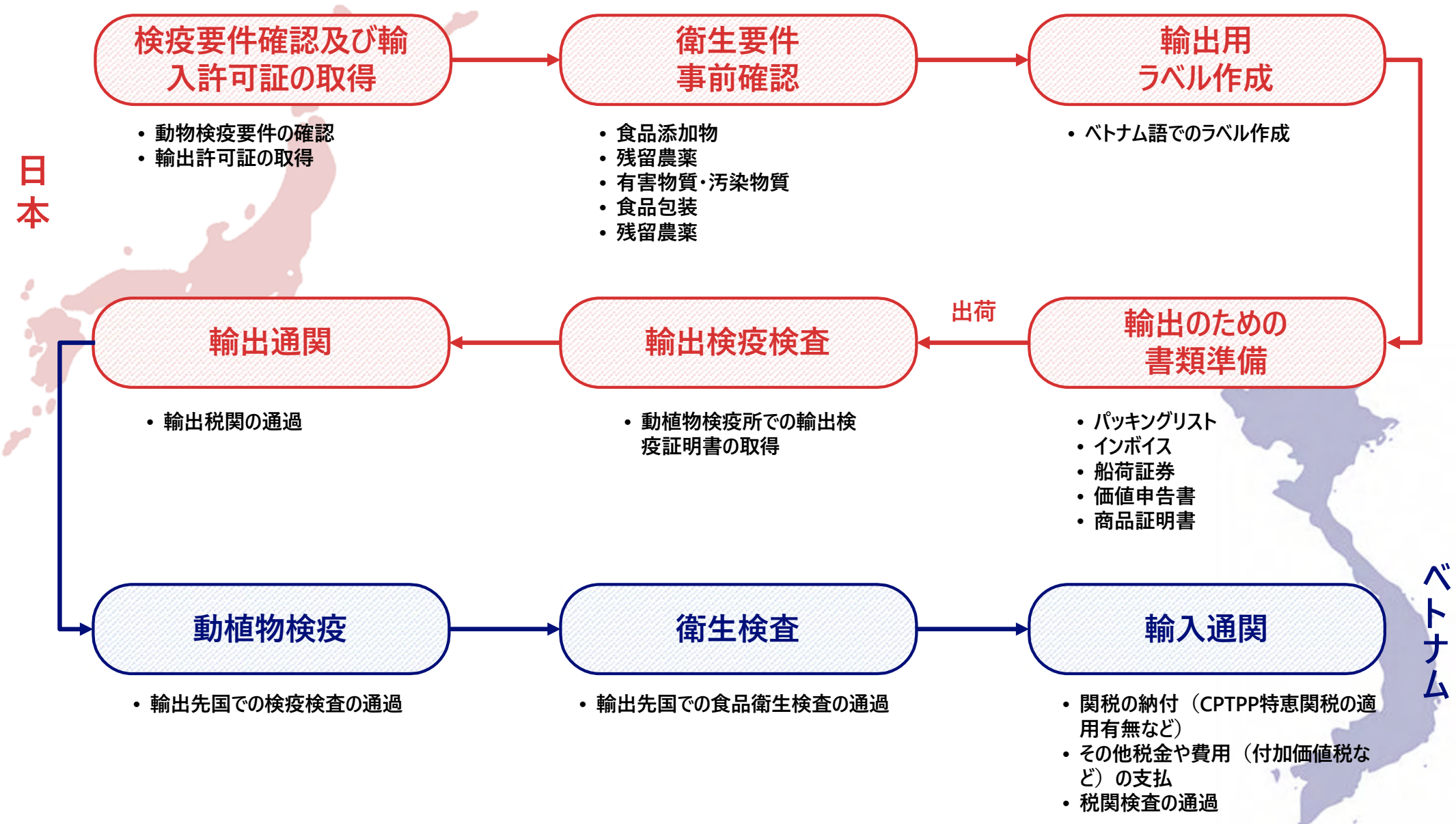
(現地到着時に行う手続き)

- 4-1. 動物検疫検査の通過
- 4-2. 食品安全検査の通過
- 4-3. 輸入税関の通過

※) 項目は、国・品目ごとに異なる

全体概要

ベトナム・牛乳乳製品における輸出業務プロセスの全体像

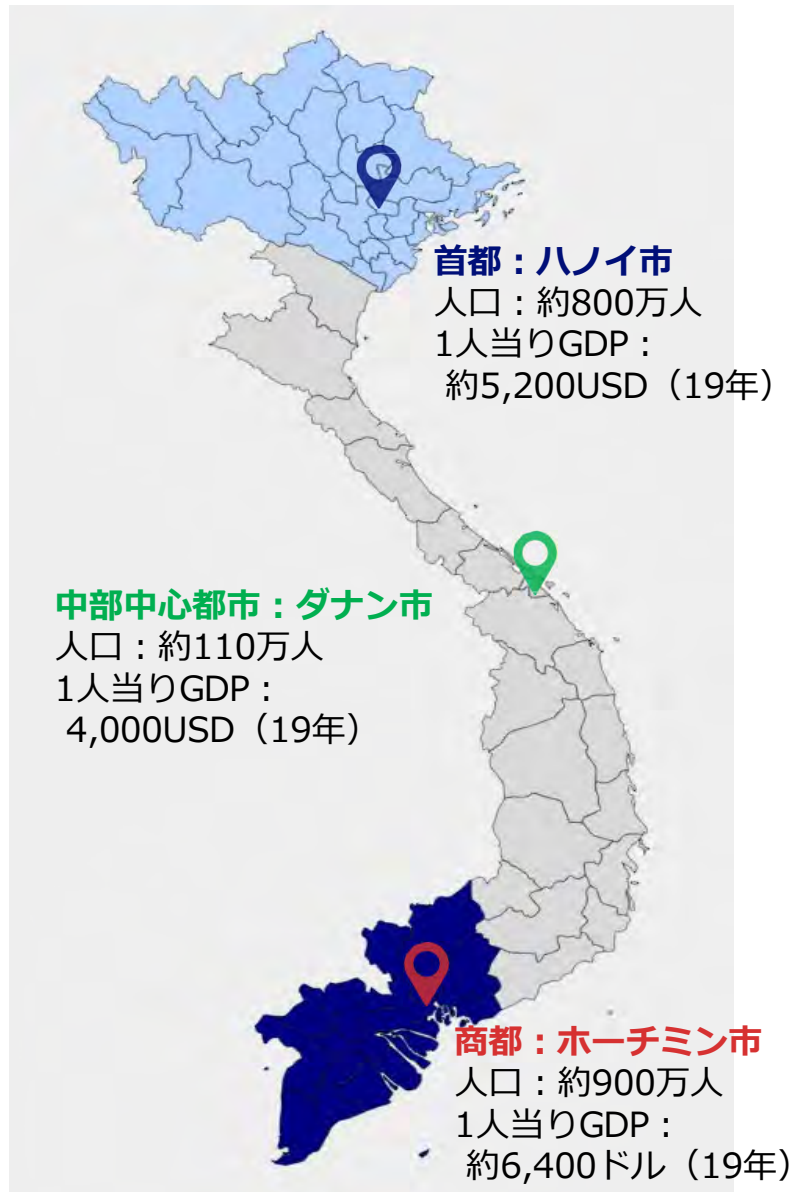


1. 市場概要 チェックリスト

□ 1-1. 市場の概要

□ 1-2. 消費者の嗜好、流通構造

1. 市場の概要



■ ベトナムの地域性

- ベトナムは南北約1,650km、東西約600kmと縦長
- 季節も南部・中部は乾季と雨期の2季であり年間を通して温暖であるのに対し、北部には4期があり冬の時期は10℃以下まで気温が下がる事もあるため、生活習慣が地域によって異なる事、また、それぞれの地域における中心都市の人口及び一人当たりGDPも、ハノイ市約800万人（約5,200USD/2019年）、ホーチミン市約900万人（約6,400USD/2019年）、ダナン市約110万人（約4,000USD/2019年）と異なる事もあり、それぞれに地域性が存在する。

■ ベトナム市場の特徴（モダントレードとトラディショナルトレード）

- ベトナム市場は一般的に約80%を伝統的小売市場（トラディショナルトレード）が占めていると言われていたが、近代的小売市場（モダントレード）の増加推移と対照的に、横ばいが続き、2016年以降は減少に転じた。このことから、今後、大都市圏を中心に一層モダントレード化が進んで行く事が予測でき、国産品と比べると高額になりやすい外資系企業の輸入商品を展開する店舗が増え、日本企業にとっても戦いやすい土壌が作られつつあると言える。
- モダントレードは順調にその数を伸ばし、統計総局によると2021年には全国に1,167店舗のスーパーが存在し、6,000店舗のコンビニが存在するといわれている。

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

1. 市場の概要

■ 市場の状況（生産輸出入動向）

- 需要の年平均成長率は8.8%で成長
- 中でも規模は小さいものの、オーガニックミルクなどのハイエンド商品の消費が増加傾向にある
- 品目ごとの市場規模では牛乳製品、粉乳、ヨーグルトの順で大きい

■ 需要動向

- ベトナムの一人当たり牛乳消費量は27ℓ/年間（2020年）とまだ高くはないが増加傾向にある
- 主要な競合として「Dutch Lady」など欧州ブランドへの信頼度が高い傾向がある
- 牛乳は性別・世代関係なく幅広く消費されるため、人口の多い都市部において需要が大きい、ヨーグルト、アイス、乳製品ジュースなどは若い世代からの需要が多いため、激しく変化するニーズを的確にとらえる必要がある。
- 最近のトレンドとなっている「低糖・低脂肪」や「有機」等のプレミアム牛乳の消費が増加

■ マーケティングの状況

- 展示会や店舗プロモーション等に加え、政府が主導する「全国学校牛乳プログラム」による学校等と連携したマーケティングなど、牛乳の重点消費者層をターゲットとした活動も行われている

■ 流通の状況

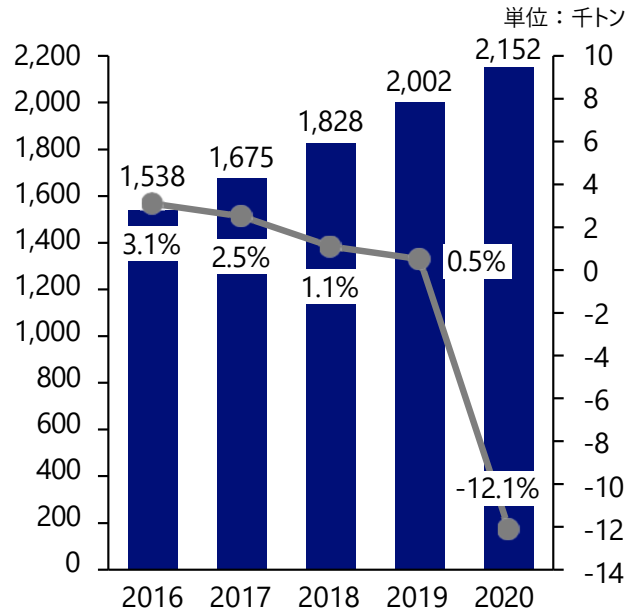
- 全国的にみると販売代理店を通じた伝統的な小売経路での流通が大半を占めるが、ホーチミン市やハノイ市等の大都市圏においてはスーパー・コンビニエンスストア等のモダントレードでの流通が拡大しつつある。
- 新型コロナ禍を契機に、Eコマースは新たな流通販売経路として開拓余地があるとみられている

■ 輸入における日本のポジション

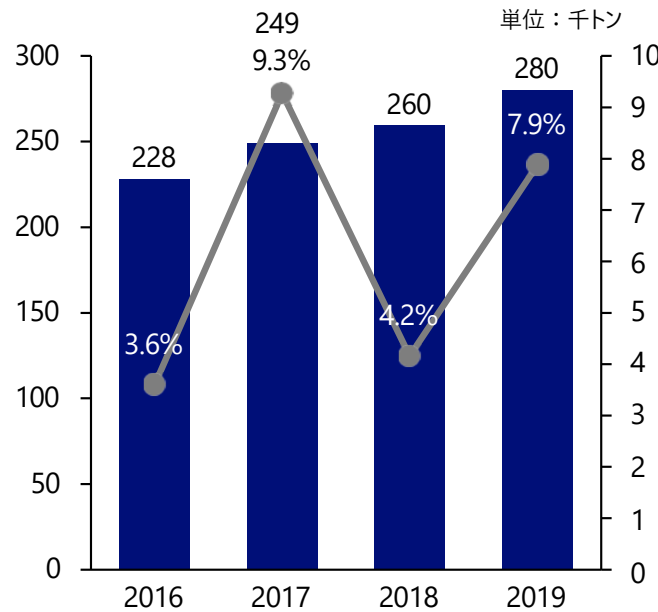
- 日本の粉ミルクは国別輸入金額・量ともに1位であり、現地において強い信頼を得ている
- 森永乳業など大手が現地における生産設備を新設するなど、現地化に積極的に取り組む企業が増加

1. 市場の概要

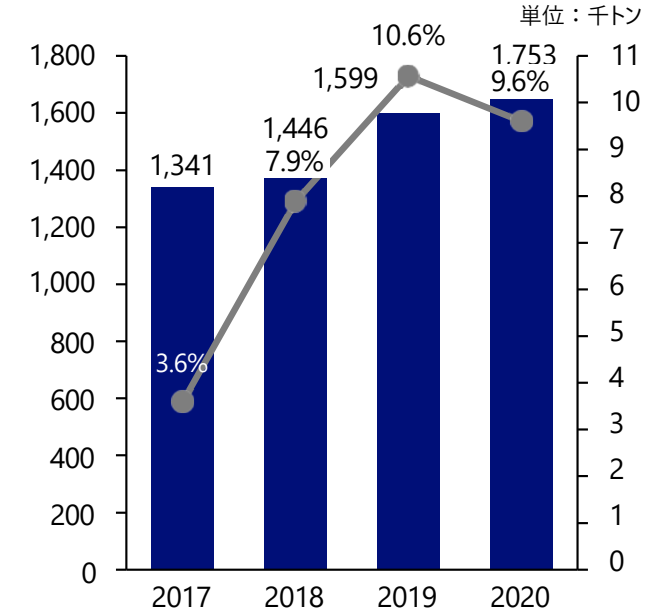
ベトナムにおける牛乳乳製品の需要推移



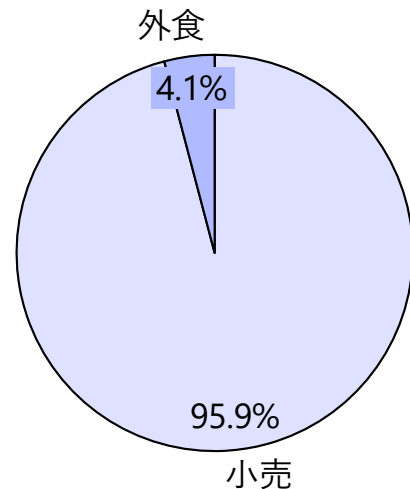
ベトナムにおける牛乳乳製品の輸入量推移



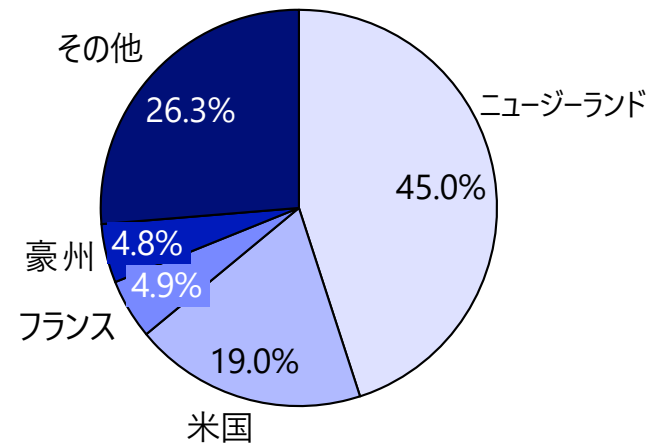
ベトナムにおける牛乳乳製品の現地生産量推移



チャネル構成比（2020年）



輸入国シェア（2020年）



マーケティング・流通構造

マーケティング活動の状況

- 大手は「TVのCM」、「SNS広告（Facebook、Tiktok、ZALO）」、「PRキャンペーン」、「屋外広告」、「Youtube」等のマーケティングを積極的に実施している。
- TradeFairにおけるプロモーションも一般的
Vietnam FoodExpo、Food & Hotel、Vietfood & Propack Vietnamなどが挙げられる

流通構造の状況

- 全体の96%以上が小売ベースでの販売であり、外食が残り4%を占める。小売の内訳としては、99%が店舗への販売。ECチャネルでの販売はまだ多くないが新型コロナを契機に伸び率が高くなっている。
- 現代的な小売は自社の物流網を、それ以外は輸入事業者・卸の物流網を活用

1. 市場の概要

HSコード別輸入金額年間推移（2016-2020年）

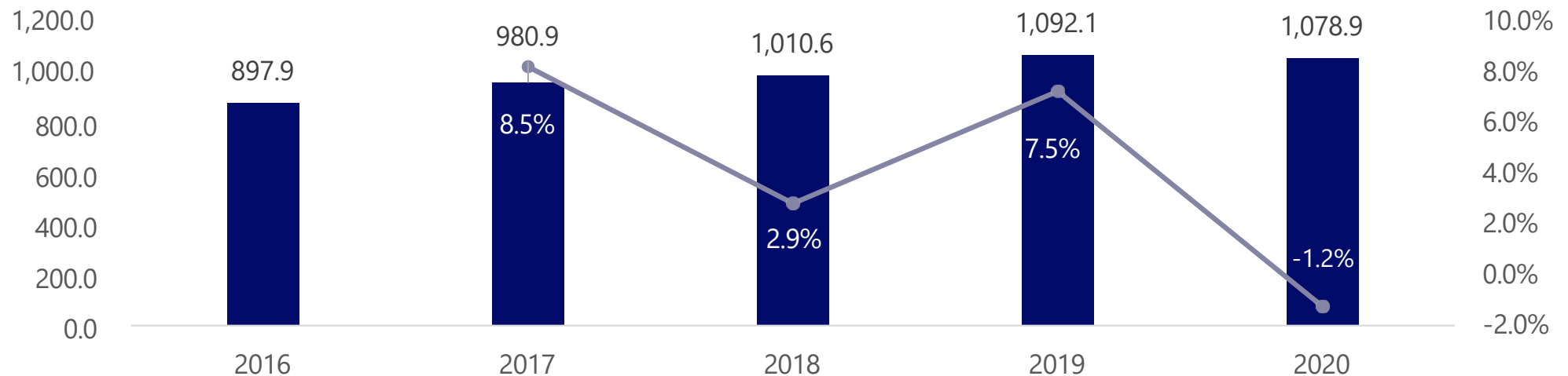
牛乳・乳製品の主要HSコードにおける年間輸入金額の推移。

2020年は新型コロナの影響でやや減少したが、毎年順調に伸びている事が分かる。（単位：USD）

HSコード	2020年	2019年	2018年	2017年	2016年
0401（ミルクおよびクリーム）	38,575,807	35,586,248	34,040,891	30,031,186	22,629,294
0402（ミルクおよびクリーム）	424,706,312	393,927,635	372,179,908	359,245,592	300,984,832
0403（バターミルクなどの発酵乳製品）	16,656,013	16,385,406	10,897,908	12,229,081	11,018,794
0404（ホエイ）	64,150,661	51,680,804	50,620,362	53,275,734	53,991,849
0405（バター）	69,353,092	99,758,669	104,440,587	90,515,539	53,519,526
0406（チーズおよびカード）	53,023,800	52,199,373	49,386,015	47,556,345	29,206,919
1901（粉乳など）	394,766,580	420,987,142	369,455,426	372,015,204	412,315,817
2105（アイスクリーム、その他の氷菓）	17,676,068	21,657,987	19,613,363	16,045,272	14,316,693
合計	1,078,908,333	1,092,183,264	1,010,634,460	980,913,953	897,983,724
統計年鑑2021年上の牛乳乳製品輸入金額	1,016,300,000	1,066,400,000	986,100,000		

主要乳製品の輸入金額推移

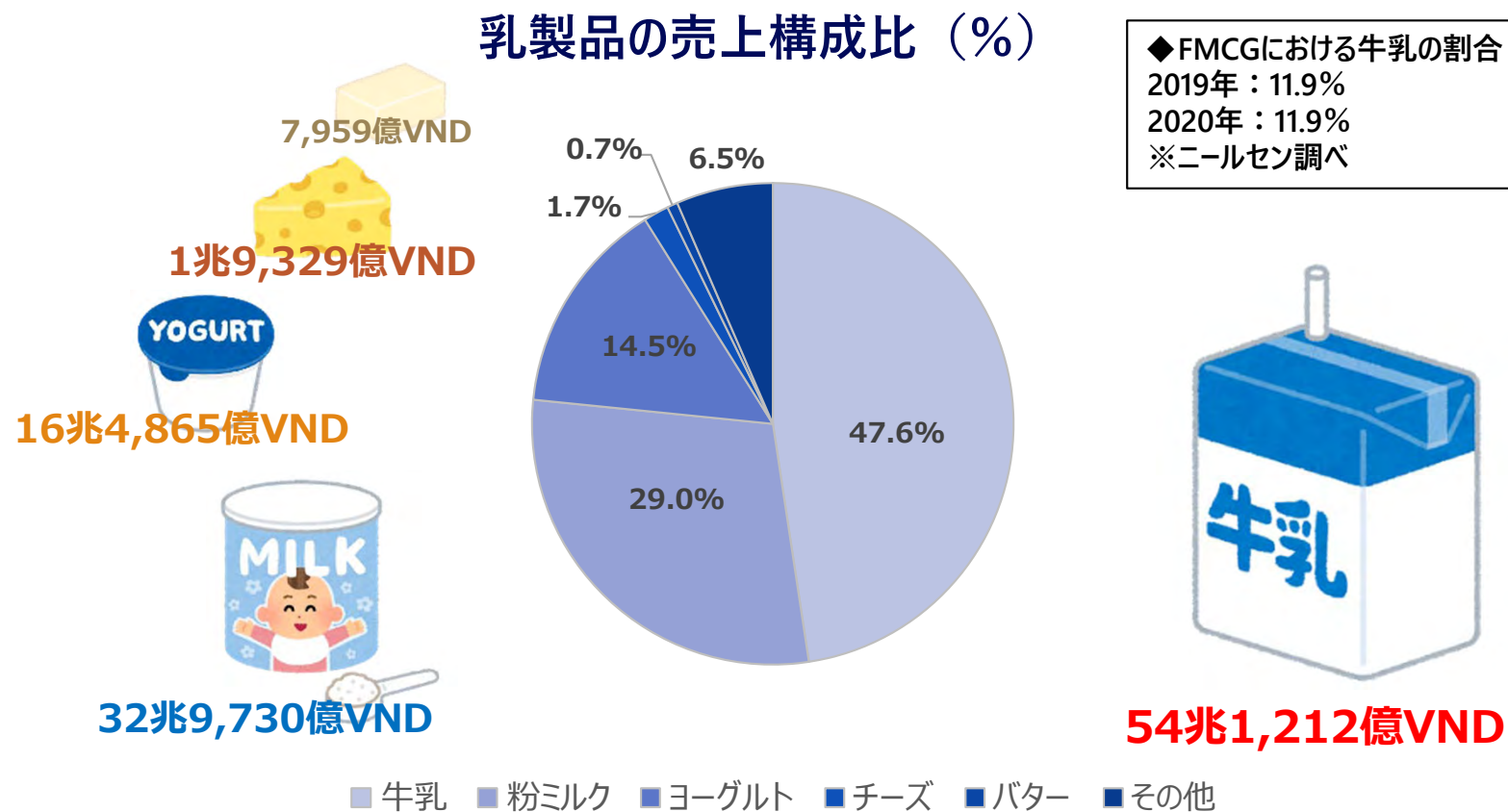
※単位＝百万USD



1. 市場の概要

乳製品の 카테고리別売上構成比（2020年）

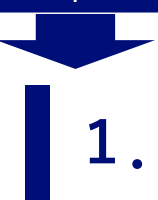
2020年の牛乳・乳製品乳製品の 카테고리別売上構成比（ユーロモニター）は以下の図の通り。
 カテゴリ別金額は、乳製品市場規模 【113兆7,000億VND（2020年）】から算出。



◆カテゴリ別成長率（2019年比）

牛乳：+10% 粉ミルク：+4% ヨーグルト：+12% チーズ：+11% バター：+10% その他乳製品：+8%

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

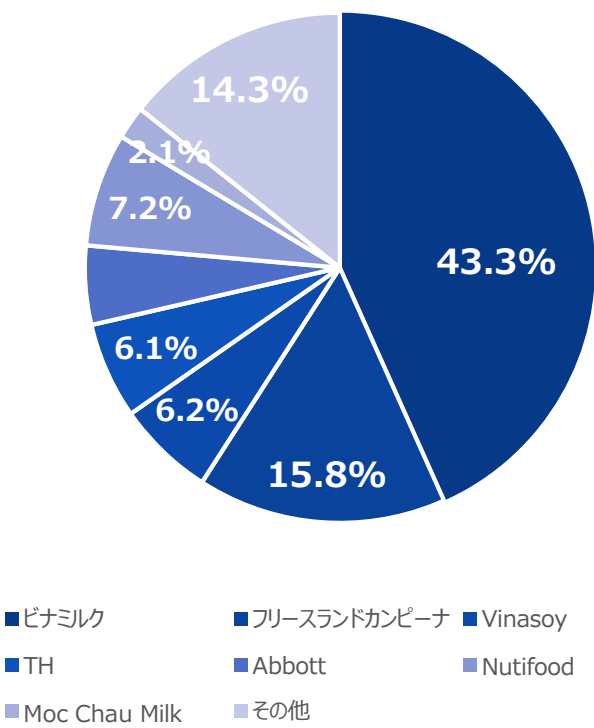


1. 市場の概要

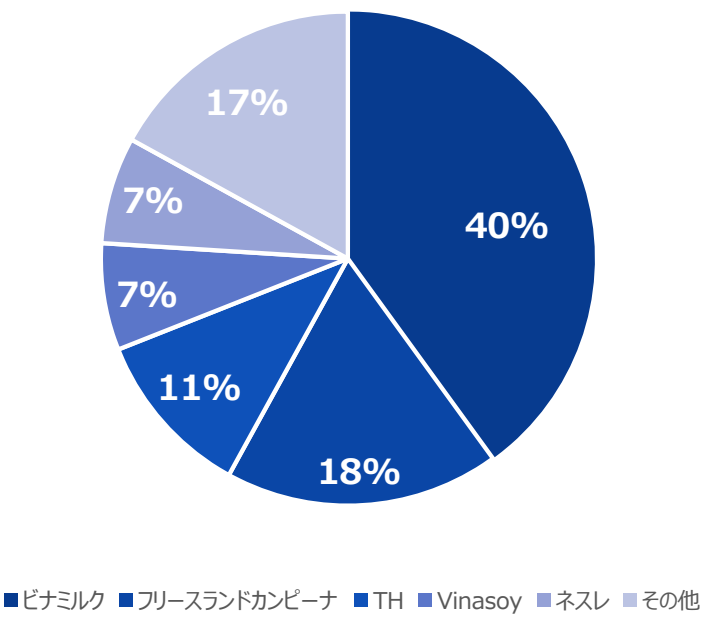
牛乳・乳製品、液体ミルク市場シェア（2020年）

2020年の牛乳・乳製品市場シェア（ユーロモニター・SSI推計） および2020年の液体ミルク市場シェア（VNDIRECT RESEARCH・ユーロモニター） は下記の通り。

牛乳・乳製品市場シェア



液体ミルク市場シェア

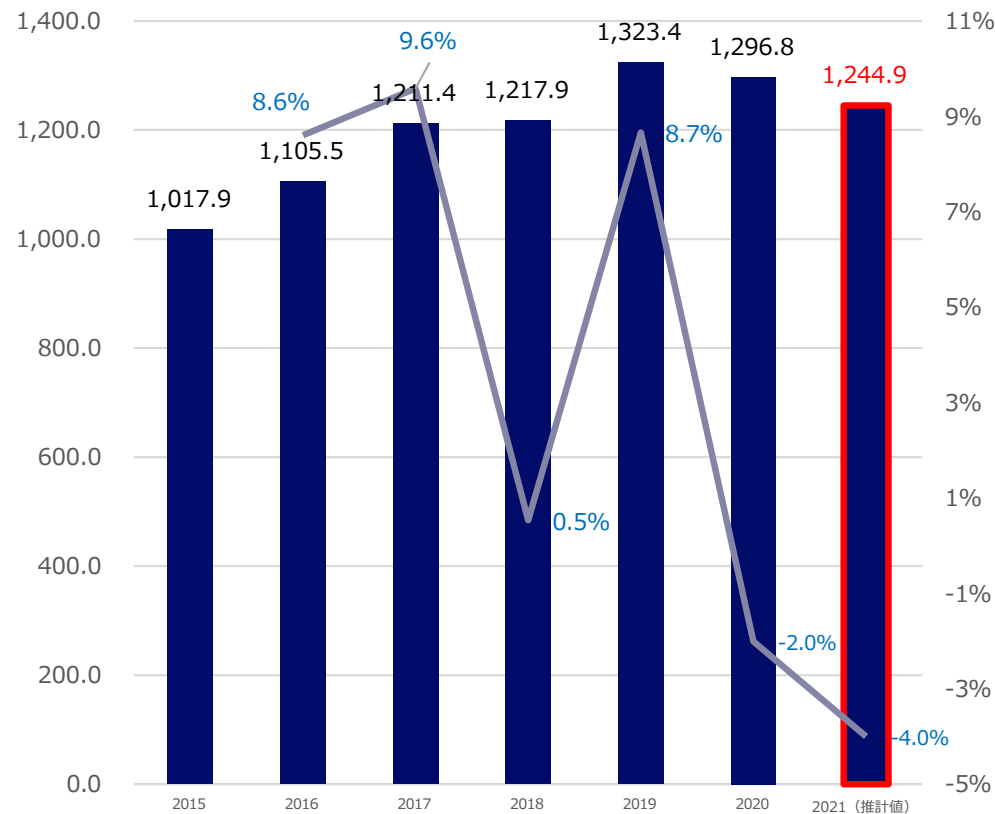


1. 市場の概要

液体ミルクの生産量推移（2015-2021年）

統計年鑑2021年版より、液体ミルクの生産量をグラフ化。
2021年分は推計値だが、前年比－4％と前年に続いてマイナス成長となった。

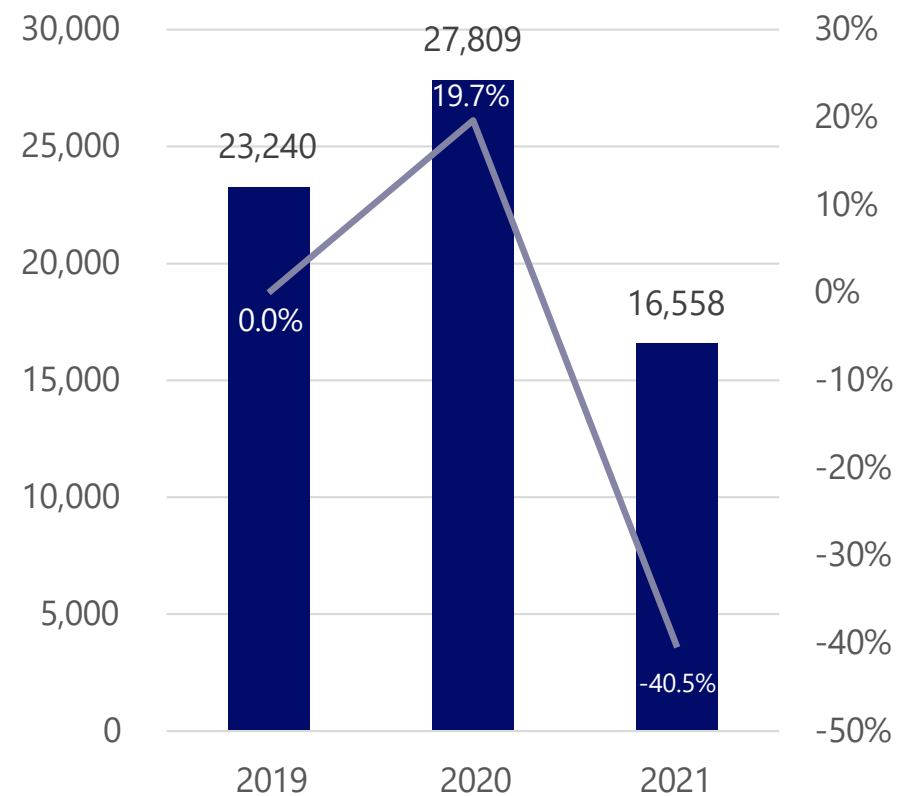
液体ミルク生産量と成長率



単位：100万ℓ

■ 小売市場規模 — 成長率

LLミルク輸入量と増加率



単位：ト ■ 小売市場規模 — 成長率

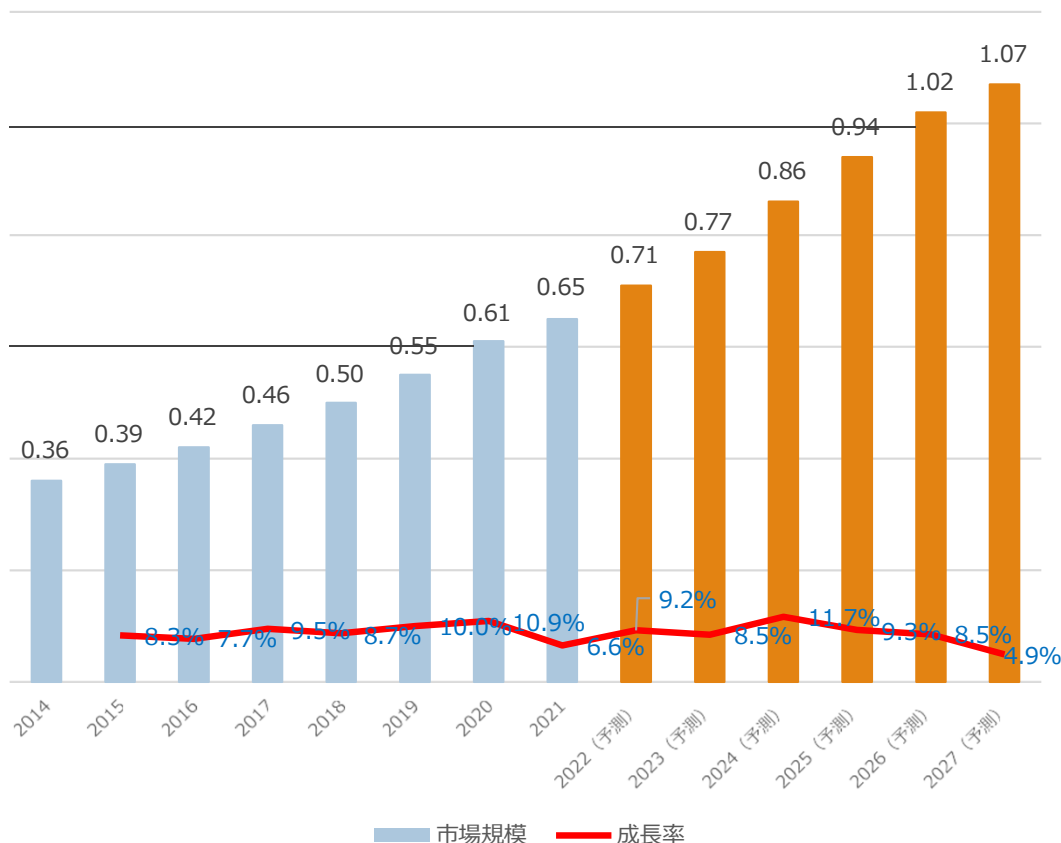
1. 市場の概要

ヨーグルト市場規模、ヨーグルトサワードリンク市場シェア

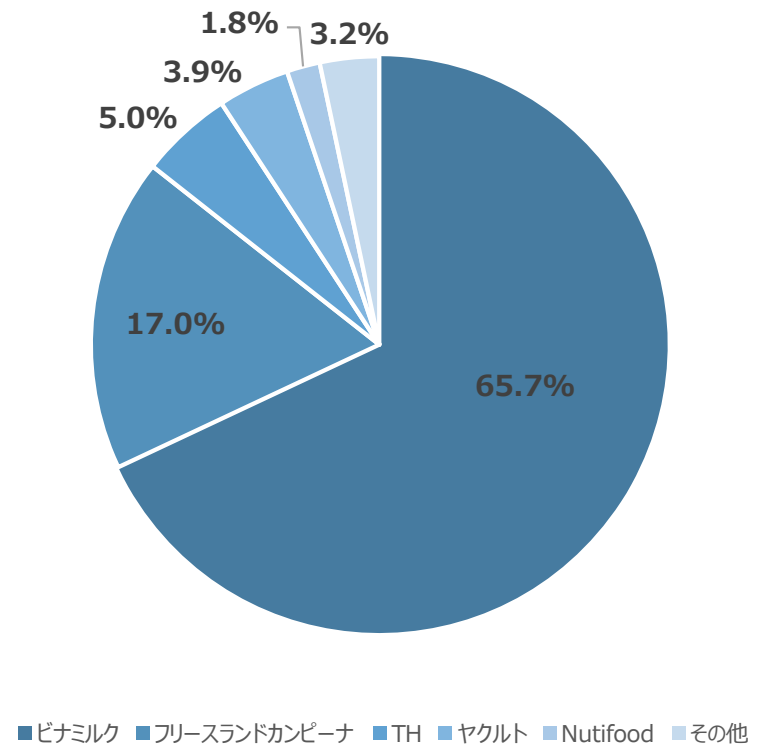
STATISTAによると、2022年のベトナム市場におけるヨーグルト市場規模は7億1,000万USD、282,500トンに達し、一人当たり消費金額7.19USD/年、消費量は2.9kg、2022年~2027年は平均で8.44%伸びると予測されている。また、2019年度の市場シェアは、ビナミルク社が65.7%を占めており、市場規模から計算すると、約3.61億USDとなる。輸入品に関しては、「その他：1,760万USD」に含まれ、国内品が圧倒的な状況という事がわかる。

単位：10億USD

ヨーグルト市場規模推移



ヨーグルト&サワードリンク市場シェア (2019年)

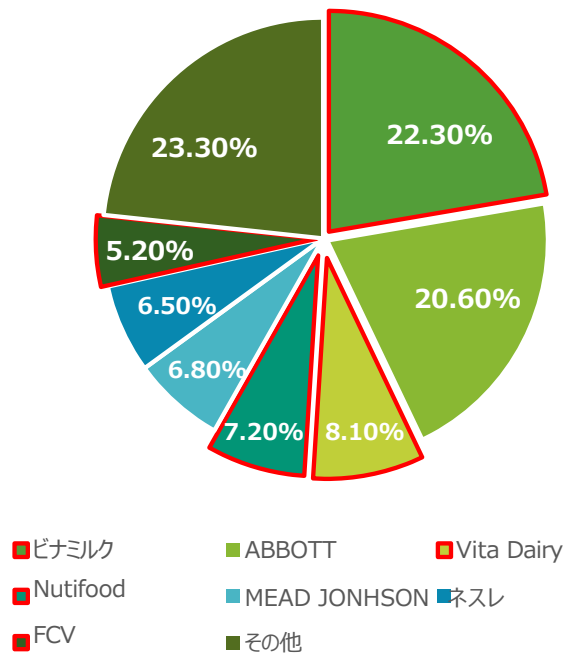


1. 市場の概要

粉ミルク市場シェア（2021年）、粉ミルク生産量、粉ミルク輸入量

2022年5月23日の商工省傘下の新聞、「Cong Thuong」に、ニールセンIQ社が調査した、2021年度の粉ミルクメーカー市場シェアが掲載されており、**国産メーカーTOP4社合計は、42.8%**、ビナミルク社は、22.3%を占めABBOTTを抑え1位となっている。ベトナム酪農協会によると、**2021年の「粉ミルク」生産量は、15万1,500トンに達し前年比13.1%増加**となったと同協会ウェブサイトで発表しているが、この数字は統計年鑑2021年版の推計値と乖離がある。

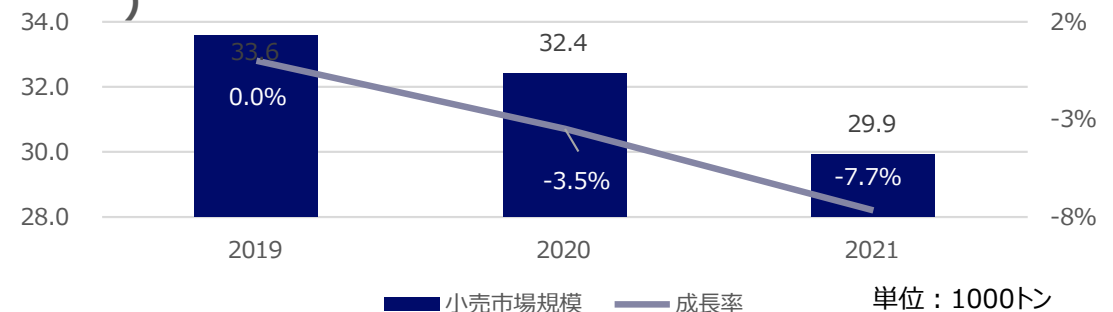
粉ミルク市場シェア（2021年）



粉ミルク生産量と成長率（統計年鑑）



粉ミルク輸入量と増加率（Global Trade Atlas）



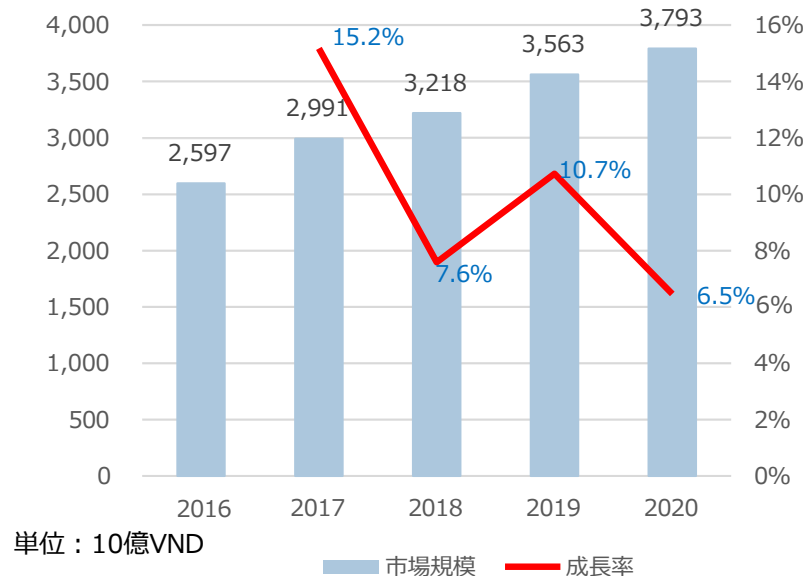
1. 市場の概要

アイスクリーム市場シェア（2020年）、市場規模・成長率（2016-2020）

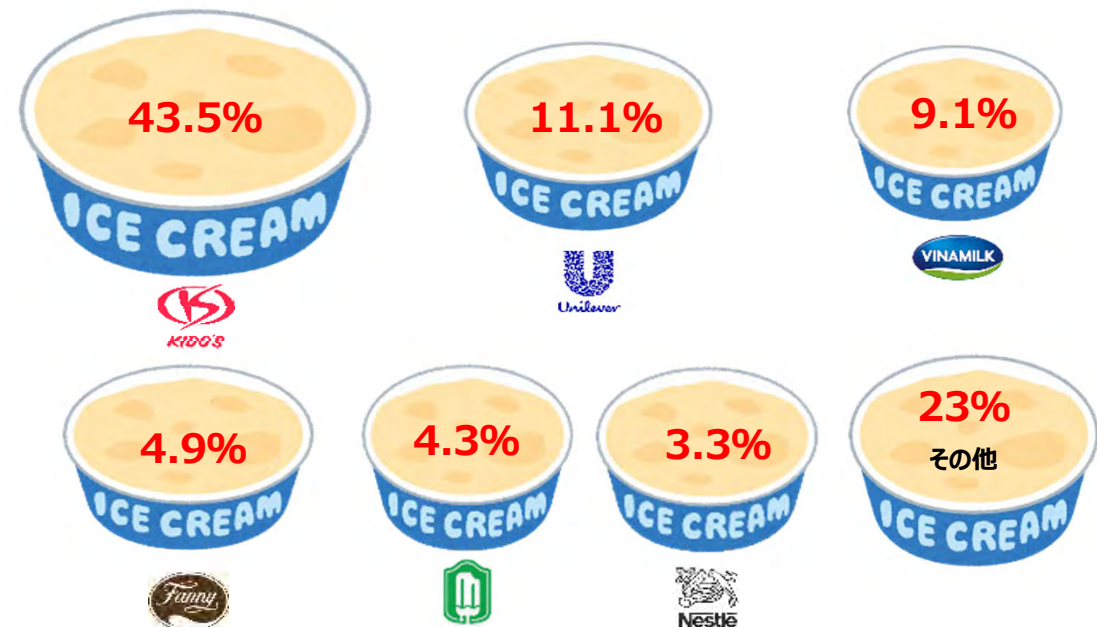
ユーロモニターレポートによると、2020年のアイスクリームの市場規模は、3兆7,930億VNDとなった。2019年は2桁成長であったが、2020年は前年比+6.5%となった。新型コロナウイルスの影響による社会隔離政策のため、持ち帰り用のアイスクリーム消費の成長率が鈍化したことが原因と思われる。（持ち帰り用単独では、前年比+4.6%）

ベトナムのアイスクリーム市場は、長らくキドグループ、ユニリーバベトナム、ビナミルクの3強体制であり、これら3社の市場シェアは約64%を占め、2016年の58.8%から、4年間で5ポイント以上増加した。
各社の2020年市場シェアは、キドグループ43.5%（2019年：43.1%）、ユニリーバベトナム11.1%（2019年：10.6%）、ビナミルク9.1%（2019年：9.2%）となっており、ビナミルクのみ2020年はわずかに減少している。

アイスクリーム市場規模と成長率



アイスクリーム各社のシェア（2020年）



2. 消費者の嗜好、流通構造

小売での消費

- スーパーマーケット
- ハイパーマーケット
- コンビニ
- パパママショップ

外食での消費

- ホテル
- レストラン
- カフェ

好みの飲み方



練乳



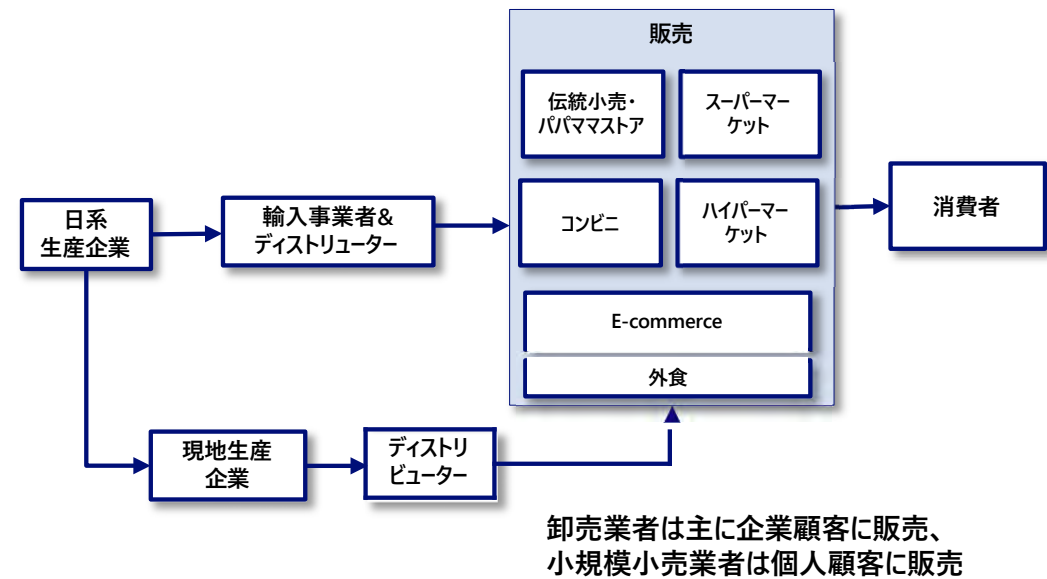
牛乳（ロングライフ牛乳）



粉ミルク

- ベトナムの消費者は、練乳には多機能性があると認識しており、家庭でのヨーグルト作りやお菓子作り、料理に加え、様々な飲料にも使用している
- ベトナムのロングライフ牛乳は、家庭でもレストランでも、好まれている
- ロングライフ牛乳は大型冷蔵庫を持たない地元の消費者にとって利便性が高く、生乳よりも賞味期限が長いので、まとめて購入することができる
- 粉ミルクも一般的な乳製品の一つであり、幼児用であることもあり、オーガニックなどトレンドへの対応が速いとされている
- 出生率の低下から高齢化が予測されており、栄養価の高い高齢者向け粉ミルクも需要が伸びる。

ベトナムへの輸出事業者は、輸入事業者/流通業者と協力するか、大手小売業者に直接供給している。



- 現代の食料品小売業者（ハイパーマーケット、スーパーマーケット）は、輸入事業者や流通業者と協力し独自の倉庫を運営。一部の小売チェーンは直輸入し配送センターに輸送。
- ハイパーマーケットやスーパーマーケットは他の販売店との差別化を図るため販売製品を拡大することが多く、新しい製品カテゴリーを検討する可能性が高い。
- ベトナムは南北約1,650km、東西約600kmと縦長であり、地域により流通しているブランドが異なる事も多い。（例：Moc chau Milk等は南部では一般的でない。）
- 外食業界では、輸出事業者は通常、輸入プロセスを担う食品セグメントの食品流通業者と協力する必要がある。ディーラーを通じて個々の外食店に製品が流通している。

2. 輸出事前準備

チェックリスト

- 2-1. 製品に適用される輸出検疫要件の確認
- 2-2. 食品基準及び関連規制・法令順守の確認
- 2-3. 関税分類と関税の確認
- 2-4. 製品ラベルの作成
- 2-5. 商標及びその他の知的財産権の登録

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

2-1. 製品に適用される輸出検疫要件の確認

製品に適用される輸出検疫要件の概要

- ベトナムに乳製品を輸出するために輸出者は、ベトナム政府に製品の原材料、加工工程等を提示し、輸入に当たって必要な書類や手続を確認する。
- ベトナムの規制当局（農業農村開発省獣医局）による製造施設の認定が必要な場合は、事前に農業農村開発省獣医局に必要な書類を確認する。日本側政府機関の証明が必要な書類は、製造工場を管轄する保健所に証明を依頼する。保健所から発行された書類等を持って、農業農村開発省獣医局に申請する。農業農村開発省獣医局から、施設認定書（Application for import milk products from Japan）が発行された場合、施設認定書、輸入許可書、ベトナム向け乳製品製造者申告書等を添えて、動物検疫所に申請を行う。
- マレーシア政府の求める家畜衛生及び食品衛生基準を満たしたことが確認できれば、輸出検疫証明書を交付する。
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 事前にベトナムの農業農村開発省獣医局から輸入許可証を取得
 - 日本の動物検疫所から輸出検疫証明書を取得
 - ベトナム現地の動物検疫当局に輸出検疫証明書を提出し、ベトナムの動物検疫所より動物検疫証を取得
- 誰が実施するか
 - 製造業者、輸出事業者
- 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認
- 所管官庁・機関
 - 農業農村開発省獣医局（ベトナム）
 - 保健省（ベトナム）
 - 動物検疫所（日本）

- 実務的アドバイス
 - -
- 一般的な注意事項
 - -
- チェックリストに関する関連情報（情報に関するDB、リンク等）
- 製品に適用される輸出検疫要件については以下のリンクを参照
 - JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
 - ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
 - ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
- 関連法令・規制
 - 外国貿易管理法の施行細則を定める政令
69/2018/ND-CP
 - 農業農村開発省通達25/2016/TT-BNNPTNT
 注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

食品基準及び関連規制・法令順守確認の概要

- ベトナムで販売するすべての食品は、「食品安全法」で定められた食品衛生・安全性および品質基準に合致しなければならない。ベトナムでは、食品および食品加工の安全と品質の標準化に用いられる規範的手段として基準が設定されており、国家基準（略称「TCVN」）と基礎基準（略称「TCCS」）の2種類がある。
- 国家基準は本質的に強制力を持ち得る（規制当局が基準として用いた場合）、また基礎基準は製造業者によって任意に適用される。
- ベトナムでは食品安全の管理責任は国レベルの各省および、地方レベルでは人民委員会の間で分担されており、ベトナム保健省（Ministry of Health：MOH）、ベトナム農業農村開発省（Ministry of Agriculture and Rural Development：MARD）および産業通商省（Ministry of Industry and Trade：MIT）が主要な担当官庁になっている。
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 牛乳乳製品の食品基準に関する法令や規制を確認 →P38で解説
 - 食品添加物に関する法令等遵守の確認 →P39で解説
 - 汚染物質に関する法令等の遵守及びリスクの確認 →P40で解説
 - 残留農薬および動物用医薬品に関する法令順守を確認 →P41で解説
 - 食品包装（食品容器の品質または基準）に関する法令順守を確認 →P42で解説
- 誰が実施するか
 - 製造業者、輸出事業者、輸入事業者
- 所管官庁・機関
 - 農業農村開発省獣医局（ベトナム）
 - 保健省（ベトナム）
 - 産業通産省（ベトナム）

● 実務的アドバイス

➢ -

● 一般的な注意事項

➢ -

● 食品基準および関連規制・法令については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

■ 関連法令・規制

- 食品安全法
- 製品・商品品質法

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

↳ ①牛乳乳製品に関する法令や規制を確認

牛乳乳製品に関する法令や規制

- ベトナムにおける牛乳乳製品の輸入は以下のベトナム関連当局の定める法令や規定の要件を満たし、輸入事業者に関連規制に基づき、輸入を行うことを求めている。
- ベトナムにおける牛乳乳製品の輸出における関連当局は以下の通り。
 - ベトナム農業農村開発省
 - ベトナム保健省
- 食品飲料関連の基本規制は、代表的には以下のような法令によって管理されている。
 - 食品安全法
 - 食品添加物の管理及び使用に関する保健省通達
 - 食品における動物用薬品の最大許容量に関する保健省通達
 - 食品中に含まれる農薬の最大許容量を規定する保健省通達
 - 食品中の重金属の最大残留基準値を規定する国家規格
 - 食品安全法の施行細則を定める政令
 - 食品に直接接触する容器に関する各国家規格
 - 商品のラベルに関する政令
 - 関税法 54

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 牛乳乳製品に関する法令や規制については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
- 食品安全法55/2010/QH12（ベトナム語・英語）：
http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25606

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

②食品添加物に関する法令等遵守の確認

食品添加物に関する規制の概要

- ベトナムで使用可能な食品添加物リストおよび、使用対象食品ごとにおけるその最大許容値（ML値）は「保健省通達24/2019/TT-BYT」で定められている。ポジティブリスト形式で規定されているため、同リストに記載のない食品添加物の使用、販売、輸出入は認められない。
- また、食品添加物は、次の①および②に該当する場合に限り、使用できる。
 - ① 人の健康に損なうおそれがなく、消費者を欺くことなく、必要とされる効果を発揮する
 - ② 次の(a)～(c)の目的を達成するために、より経済的かつ技術的に効果のある、その他の方法がない。
 - a. 食品の栄養価値の維持
 - b. 食品の品質・安定性維持の強化または感覚刺激性の改善（消費者を欺く性質・品質の変更を伴わないもの）
 - c. 食品の製造・輸送の補助（低品質な原材料の使用または不適切な製造・技術により発生する影響を隠す目的ではないもの）
- 新たな効果がある混合食品添加物、前述のリストに記載のない食品添加物、または前述のリストに記載される使用対象食品以外の食品への食品添加物の使用については、使用または販売する前に、「食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP」による商品公表書登録手続を行う必要がある。
- このほか、「食品中に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する保健省決定46/2007/QD-BYT」の第7章および、「溶媒である製造助剤許容値を規定する国家規格QCVN 18-1:2015/BYT」において食品の製造助剤許容値についても規制されている。

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 食品添加物に関する詳細内容については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
- 農林水産省「各国の食品・添加物等の規格基準」（日本語）：<https://www.shokuhin-kikaku.info/>
- 食品添加物の管理及び使用に関する保健省通達24/2019/TT-BYT（ベトナム語）：
<https://vfa.gov.vn/van-ban/thong-tu-so-242019tt-byt-quy-dinh-ve-quan-ly-va-su-dung-phu-gia-thuc-pham.html?fbclid=IwAR3g6xApRhqM6mQnMIQwu8C1a6c0TfXkQzjYCIxFxvk0HZ7sEFmWiRVUWIZM>

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

③汚染物質に関する法令等の遵守及びリスクの確認

汚染物質に関する法令の概要

- 牛乳・乳製品は、重金属および汚染物質規制の対象となる。最大残留基準値は、「食品中の重金属の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN8-2:2011/BYT」の第2章において規定されている。
- 「食品中の重金属の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN8-2:2011/BYT」の第2章では、6種類（ヒ素、カドミウム、鉛、水銀、メチル水銀、スズ）について、食品の種類ごとにMRL値が定められている。法令に記載されていない重金属の含有は認められていない。
- 他にも、「食品中にある有毒菌類の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN8-1:2011/BYT」にて有毒菌類、「食品中にある微生物の最大残留基準値を規定する国家規格 QCVN8-3:2012/BYT」にて微生物、「食品中に含まれるワクチンや化学物質の最大許容量に関する保健省決定46/2007/QĐ-BYT」の第7章および「溶媒である製造助剤許容値を規定する国家規格QCVN18-1:2015/BYT」にて食品の製造助剤許容値についても規制がされている。

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

汚染物質名称（日本語）	英文名称	最大基準値
鉛	Lead	0.02 mg/kg
カドミウム	Cadmium	1.0 mg/kg
ヒ素	Arsenic	0.5 mg/kg
水銀	Mercury	0.05 mg/kg

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 汚染物質に関する法令に関する詳細内容については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
- 食品中にある有毒菌類の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN8-1:2011/BYT（ベトナム語・英語）：
<http://nifc.gov.vn/attachments/article/229/qcvn8.1.pdf>
- 食品中の重金属の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN 8-2:2011/BYT（ベトナム語・英語）：
<http://vfa.gov.vn/van-ban/quy-chuan-ky-thuat-quoc-gia-doi-voi-gioi-han-o-nhiem-kim-loai-nang-trong-thuc-pham.html>
- 食品中にある微生物の最大残留基準値を規定する国家規格QCVN8-3:2012/BYT（ベトナム語・英語）：
<http://nifc.gov.vn/attachments/article/229/qcvn8.3.pdf>

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

↳ ④残留農薬および動物用医薬品に関する法令順守を確認。

残留農薬および動物用医薬品に関する規制

- 牛乳・乳製品は、残留農薬規制の対象となる。ベトナムでは使用される農薬についてポジティブリスト制を採用しており、「食品中に含まれる農薬の最大許容量を規定する保健省通達50/2016/TT-BYT」において、農薬および食品の種類ごとに日常許容摂取値（ADI値）および最大残留許容値（MRL値）が定められている。
- 加えて、「保健省決定46/2007/QD-BYTを一部修正する保健省通達24/2013/TT-BYT」第4条において、動物用医薬品の残留についてMRL値の規制が定められている。法令に記載されていない農薬または動物用医薬品の残留は認められていない。

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 残留農薬および動物用医薬品に関する詳細内容については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

2-2. 食品基準および関連規制・法令順守の確認

↳ ⑤食品包装（食品容器の品質または基準）に関する法令順守を確認。

食品包装についての規制概要

- 輸出食品の包装および容器は、「食品安全法の食器と接触する容器・包装に対する安全衛生の国家技術規格を定める通達34/2011/TT-BYT」および、「食品に直接接触するガラス、陶磁器などの容器・包装に関する通達35/2015/TT-BYT」に添付の各品質基準に合致することが求められる。
- ベトナムでは合成樹脂、ゴム、金属それぞれの材料により安全衛生の国家技術規格が異なるため注意を要する。また、食品に直接接触するプラスチック容器の場合は、次の基準を満たすことが求められる。
 - ① ポリエチレンに関する基準TCVN6514-1:1999（AS2070-1:1995（E））
 - ② ポリ塩化ビニルに関する基準TCVN 6514-2:1999（AS 2070 – 2 : 1993（E））
 - ③ スチレンのプラスチック材料に関する基準TCVN 6514-3:1999（AS 2070 – 3 : 1993（E））
 - ④ アクリロニトリルのプラスチック材料に関する基準TCVN 6514-4:1999（AS 2070 – 4 : 1993（E））
 - ⑤ ポリプロピレンに関する基準TCVN 6514-5:1999（AS 2070 – 5 : 1993（E））
 - ⑥ 着色剤に関する基準TCVN 6514-6:1999（AS 2070 – 6 : 1993（E））
 - ⑦ ポリ塩化ビニリデンに関する基準TCVN 6514-7:1999（AS 2070 – 7: 1993（E））
 - ⑧ その他の添加剤に関する基準TCVN 6514-8:1999（AS 2070 – 8: 1992（E））
- なお、食品をベトナムに輸出後に、ベトナムにおいて包装および容器に封入する場合、当該包装および容器は、これらの規定に従うほか、商品自己公表手続きが必要となる場合がある（食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CPの4.1条）。

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 食品包装についての規制に関する詳細内容については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

2-3. 関税分類と関税の確認

関税分類と関税の確認

- ベトナムに輸入される牛乳・乳製品は、関税の対象となる。関税額はCIF価格を基準に計算される。牛乳・乳製品に係る最恵国税率（MFN）は0～20%で、日本から輸入する場合は日本・ASEAN包括的経済連携協定（AJCEP）、日本・ベトナム経済連携協定（VJEPA）、CPTPP（TPP11）の特別優遇税率を適用することができる。なお、AJCEP・VJEPAおよびCPTPPの適用を受けるためには、原産地基準を満たす必要があり、また、各協定の引下げスケジュールを確認する必要がある。
- CPTPP（TPP11）の特別優遇税率の適用を受けるためには、次の条件を全て満たす必要がある。
 - 政令57/2019/ND-CPに添付される優遇輸入関税の商品リストに該当すること
 - 日本（または他の締約国）からベトナムへ輸入されること
 - 日本（または他の締約国）からベトナムに直接出荷される商品であること
 - CPTPPの商品の原産地に関する規定を満たし（品目別規則等は通達03/2019/TT-BCTに規定）、生産者または輸出者が自ら原産性を証明すること
- ベトナムにおいて、牛乳・乳製品に関する付加価値税（VAT）の取り扱いは、それ以外の加工された農産物製品をベトナム国内で再販する場合は、10%となる。なお、輸入者が輸入時に支払った付加価値税について控除を受けることが可能となっている。具体的には、再販時に買手から受け取る付加価値税から、支払済みの輸入付加価値税を控除した金額を納税する。なお、輸入付加価値税が売手から受け取る付加価値税より大きい場合は、翌課税期間への繰り越しが可能となっている。
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 関税分類を確認し、製品に課される関税を確認
 - 関税以外の掛かる費用を確認
- 誰が実施するか
 - 輸入事業者（製造業者または輸出事業者も確認する必要がある）
- 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ CPTPPは自己申告制度のため、生産者または輸出者が原産地証明書を作成し、ベトナム輸入時に税関に提出する。輸入者が作成する原産地証明書はベトナムではまだ認められない（協定本文第3.20条1項注2）。また、日本商工会議所の特定原産地証明書発給は行われない。

● 関税分類と関税に関する詳細内容については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム税関総局（ベトナム語・英語）：
<https://www.customs.gov.vn/default.aspx>
- 関税法 54/2014/QH13（ベトナム語・英語）：
http://moj.gov.vn/vbpg/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=29056

■ 所管官庁・機関

- ベトナム税関総局

■ 関連法・規制

- 関税法 54/2014/QH13

注）2023年1月30日時点（最新法規制を必ず確認）

2-4. 製品ラベルの作成

製品ラベル作成の概要

- 牛乳・乳製品のラベル表示には、商品ラベルに関する政令43/2017/ND-CPにより規定されている。表示義務項目は次の通り（詳細はリンク参照）。

■ 表示基準

- ① 商品名
- ② 内容量
- ③ 製造年月日
- ④ 賞味期限（消費期限）
- ⑤ 商品に責任を持つ組織あるいは個人の名称と住所
- ⑥ 原産国
- ⑦ 成分または定量の成分
- ⑧ 情報と警告
- ⑨ 使用方法・保管方法

■ ステップ（チェックリスト）（法）

- ☐ 製品ラベルに記載が必要な項目を確認
- ☐ 製品ラベルへの記載言語に関する規制を確認

■ 誰が実施するか

- 製造業者または輸入事業者

■ 時間／必要費用

- 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認

■ 所管官庁・機関

- 保健省（ベトナム）

■ 関連法・規制

- 食品安全法
- 商品のラベルに関する政令第43/2017/ND-CP号
- 食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

- -

● 一般的な注意事項

- -

● 製品ラベル作成に関する詳細内容については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>
- 食品安全法55/2010/QH12（ベトナム語・英語）：
http://moj.gov.vn/vbpq/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25606
- 商品のラベルに関する政令第43/2017/ND-CP号（ベトナム語・英語）：
http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29969
- 食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP（ベトナム語・英語）：
<http://vfa.gov.vn/van-ban/nghi-dinh-so-152018nd-cp-cua-chinh-phu-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-mot-so-dieu-cua-luat-an-toan-thuc-pham.html>

2-4. 製品ラベルの作成

製品ラベルのサンプル

- ベトナムにおける牛乳・乳製品のラベル表示については、全ての商品においてベトナム語での表記が義務付けられている。
- ラベル表示のサンプルとしては以下のような項目は製品裏面に記載される必要がある。



● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 製品ラベル作成に関する詳細内容については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

➤ 食品安全法55/2010/QH12（ベトナム語・英語）：

http://moj.gov.vn/vbqp/Lists/Vn%20bn%20php%20lut/View_Detail.aspx?ItemID=25606

➤ 商品のラベルに関する政令第43/2017/ND-CP号（ベトナム語・英語）：

http://moj.gov.vn/vbqp/lists/vn%20bn%20php%20lut/view_detail.aspx?itemid=29969

➤ 食品安全法の施行細則を定める政令第15/2018/ND-CP（ベトナム語・英語）：
<http://vfa.gov.vn/van-ban/nghi-dinh-so-152018nd-cp-cua-chinh-phu-quy-dinh-chi-tiet-thi-hanh-mot-so-dieu-cua-luat-an-toan-thuc-pham.html>

3. 輸出手続き チェックリスト

- 3-1. 輸出手続きに必要な書類の準備
- 3-2. 輸出検疫証明書の取得
- 3-3. 輸出税関の輸出許可

3-1. 輸出手続きに必要な書類の準備

必要な書類準備の概要

- 輸出の際の通関に必要な書類は以下の通り。（詳細はリンク確認）
 - 船荷証券（B/L）
 - 荷渡し指図書(D/O, Delivery Order)或いは航空貨物運送状(AWB, Air waybill)
 - コマーシャル・インボイス(Commercial invoice)
- 下記の証明書の原本も準備する必要がある。
 - 原産地証明書（CPTPP特別優遇税率を適用したい場合のみ）
 - 輸出検疫申請書
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 通関に必要な書類等を確認準備
 - 通関に必要な書類等を取得するなど準備し、輸入事業者に送付
- 誰が実施するか
 - 製造業者、輸出事業者
- 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認
- 所管官庁・機関
 - ベトナム税関総局
 - 農業農村開発省獣医局（ベトナム）
 - 保健省（ベトナム）
- 関連法・規制
 - 通関手続き、通関検査・監視・管理に関する税関法の施行細則を定める 08/2015/ND-CP

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 必要な書類準備については以下のリンクを参照

➤ 税関ホームページ（税関手続FAQ、日本語）：

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ 通関手続き、通関検査・監視・管理に関する税関法の施行細則を定める 08/2015/ND-CP（ベトナム語）：

http://moj.gov.vn/vbpq/lists/vn%20bn%20php%20ut/view_detail.aspx?itemid=30120

注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

3-2. 輸出検疫証明書の取得

輸出検疫証明書の取得

- ベトナム向けに乳製品を輸出するにあたっては、動物検疫所に輸出検査を申請し、輸出検疫証明書を取得する必要がある。
- 輸出検疫に際しては輸出検査申請書や必要な書類を提出し、輸出検疫証明書を交付してもらうことが求められる。
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 輸出検査申請書に必要な書類を添付して輸出検査を申請
 - 動物検疫所は当該製品の検査をがベトナム側の受け入れ条件を満たしているかどうか確認
 - 輸出検疫証明書及びその写しを申請者に交付
 - 輸出検疫証明書の原本及びその写しを当該牛乳・乳製品に添付して輸出
- 誰が実施するか
 - 製造業者、輸出事業者
- 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認
- 所管官庁・機関
 - 動物検疫所
- 関連法令・規制
 - 家伝法、輸出検査要領（畜産物）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 輸出検疫証明書の取得については以下のリンクを参照

- 税関ホームページ（税関手続FAQ、日本語）：
https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm
- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- 動物検疫所（日本語）：
<https://www.maff.go.jp/aqs/hou/exguuteirui2.html#my>

3-3. 輸出税関の輸出許可

輸出税関の通過

- 貨物を輸出する際は税関へ輸出申告を行い、貨物につき必要な検査を経て、その許可を受けなければならない。
- 輸出申告は、輸出しようとする貨物を保税地域に搬入する前であっても行うことが可能、輸出の許可は、原則として輸出しようとする貨物を保税地域に搬入した後に行われる。
 - 保税地域とは、輸出しようとする貨物または外国から到着した貨物を置く場所として、財務大臣により指定、または税関長により許可された場所を指す。
- 輸出申告は、貨物の輸出者が、輸出の許可を受けるためにその申告に係る貨物を入れる保税地域の所在地を管轄する税関に対して行うが、貨物の輸出事業者から委任を受けて、通関業者が代理申告することもできる。関税法以外の法令で許可、承認等の輸出規制が行われている貨物を輸出する際には、税関への申告にあたり、当該許可・承認書等を提出する必要がある。
- 輸出申告における申告事項は以下の通り。（詳細はリンク参照）
 - 貨物の記号・番号・品名・数量及び価格
 - 貨物の仕向地並びに仕向人の住所又は居所及び氏名又は名称
 - 貨物を積み込もうとする船舶又は航空機の名称又は登録記号
 - 貨物の蔵置場所などその他参考となるべき事項
- ステップ（チェックリスト）（法）
 - 必要書類を準備
 - 上記の書類をもって税関に輸出申告を提出し、輸出通関手続きを経て船積み後、船荷証券を受け取る
 - 輸入通関書類を輸入業者に送付
- 誰が実施するか
 - 製造業者、輸出事業者
- 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 輸出税関については以下のリンクを参照

➤ 税関ホームページ（税関手続FAQ、日本語）：

https://www.customs.go.jp/tetsuzuki/c-answer/extsukan/extsukancontents_jr.htm

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

<https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export/guide/milk.html>

■ 所管官庁・機関

- 税関

■ 関連法・規制

- 関税法第67条、第67条の2、第70条

4. 現地輸入手続き チェックリスト

□ 4-1. 動物検疫検査の通過

□ 4-2. 食品安全検査の通過

□ 4-3. 輸入税関の通過

1. 市場概要		2. 輸出事前準備					3. 輸出手続き			4. 現地輸入手続き		
1	2	1	2	3	4	5	1	2	3	1	2	3

4-1. 動物検疫検査の通過

動物検疫検査の概要

- 輸出を許可された輸出企業からの輸出品がベトナムに到着すると、ベトナムの動物検疫所に検疫申請を行う必要がある。
 - 検疫申告書および日本の動物検疫所が発行した検疫証明書を輸出の目的地の港の動物検疫当局に提出し、検査員による検査を受けてから、ベトナム検疫当局が動物衛生基準を満たしたと判断されると、同局より動物検疫証が発行され、検疫手続きは完了する。
 - ステップ（チェックリスト）（法）
 - 農業農村開発省獣医局に動物検疫届出関連書類を提出
 - 農業農村開発省獣医局から書類審査を受ける
 - 動物検疫検査（実地検査）を受ける
 - 輸出動物検疫証明書の検査を受ける
 - 輸入動物検疫証明書を取得
 - 誰が実施するか
 - 輸入事業者
 - 時間／必要費用
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認
 - 所管官庁・機関
 - 農業農村開発省獣医局
 - 関連法・規制
 - 外国貿易管理法の施行細則を定める政令69/2018/ND-CP
 - 農業農村開発省通達25/2016/TT-BNNPTNT
- 注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 動物検疫検査については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

4-2. 食品安全検査の通過

食品安全検査手続きの概要

- 「食品安全法の施行細則を定める政令15/2018/ND-CP」第6章によると、牛乳・乳製品は輸入時の食品安全検査の対象となる。（ただし、商品公表書登録の受取書が発行された商品など、「政令15/2018/ND-CP」第13条に定める場合は、この検査が免除される）
- 検査の方式には、簡易検査・通常検査および厳重な検査がある。原則として通常検査の方式は適用されるが、次の場合は、簡易検査または厳重な検査が適用される。
- 簡易検査が適用される場合
 - ベトナムが加盟している食品安全相互認定に関する国際条約を締結している国の機関、組織により食品安全に関する要求に到達していると認定された場合。ベトナム法令に適合する輸入ロットおよび商品に対する輸出国の権限のある機関による検査結果がある場合。
 - 12カ月以内に行った通常検査により輸入要件合格通知書を連続で3回取得した商品。
 - GMP、HACCP、ISO22000、IFS、BRC、FSSC22000の品質管理基準またはそれと同等な基準を適用している事業所で生産された商品。
- 厳重な検査が適用される場合
 - 前回の検査において輸入要求レベルに到達していなかった輸入ロットおよび商品。
 - 前の審査、検査（ある場合）において基準に満たさなかったロット、商品。
 - 保健省、農業農村開発省、工商省、省級の人民委員会または外国にある権限を有する機関あるいは生産業者からの警告がある場合。
- 食品安全検査の申請では、以下の書類を検査実施機関に提出する。（通常検査の場合）
 - 食品安全検査申請書（正本）
 - 商品自己公表書
 - パッキングリストの写し
- 食品安全検査の手段は書類検査であるが、厳重な検査の場合はサンプル検査も行われる。
- 食品安全検査に合格すると、輸入要件合格通知書が発行される。輸入者は同通知書を税関当局に提出する。

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 関税分類と関税については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

4-2. 食品安全検査の通過

食品安全検査手続きの概要

■ ステップ（チェックリスト）（法）

- ☐ 食品輸入申請書や関連書類を提出
- ☐ 検疫官による書類審査と食品衛生検査を受ける
- ☐ 追加の食品安全検査を受ける（検疫所から要求された場合に限る）
- ☐ 食品安全検査を通過（輸入要件合格通知書を受け取る）

■ 責任者

- 輸入事業者

■ 時間／必要費用

- 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認

■ 所管官庁・機関

- ベトナム関税庁

■ 関連法・規制

● 実務的アドバイス

- -

● 一般的な注意事項

- -

● 関税分類と関税については以下のリンクを参照

- JETRO関連ページ（日本語）：
https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html
- ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：
<http://www.moh.gov.vn/>
- ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：
<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

4-3. 輸入税関の通過

輸入税関手続きの概要

- 「財務省通達38/2015/TT-BTC」（同省通達39/2018/TT-BTCにより改正）では一般的な通関検査、通関手続きなどを規定している。
 - 通関申告は通関データ処理システム（VNACCS）を用いてオンラインで行われ、申告書、インボイス、船荷証券、価値申告書、商品証明書といった書類が通関申告の登録のために必要になる。通関申告の登録が承認された場合、VNACCSによって申告番号が付与される。
 - その後、通関に必要な検査内容（審査・検査なし、書面審査、貨物検査の3レベル）が決定され、VNACCS上で通知される。
 - また、通関には、動物検疫、食品安全検査などに合格し必要な要件をすべて満たしていること、関税などがすべて納付されることが必要となる。
 - 但し、税関職員の裁量と慣行によって、実際には法令とは異なる手続きがなされることがあることにも注意する必要がある。
 - **ステップ（チェックリスト）（法）**
 - 輸入申告書を税関に提出
 - 税関から書類審査を受ける検疫官による書類審査と食品衛生検査を受ける
 - 税関検査をうける（サンプル検査など、税関から要求された場合に限る）
 - 関税と消費税を申告（香港は無し）
 - 輸入許可書を取得
 - **誰が実施するか**
 - 輸入事業者
 - **時間／必要費用**
 - 輸出時期など場合によって異なるため、所管官庁・機関に確認
 - **所管官庁・機関**
 - ベトナム税関総局
 - **関連法・規制**
 - 関税法 54/2014/QH13
- 注）2023年1月30日時点（最新の法規制を必ず確認）

● 実務的アドバイス

➤ -

● 一般的な注意事項

➤ -

● 関税分類と関税については以下のリンクを参照

➤ JETRO関連ページ（日本語）：

https://www.jetro.go.jp/world/asia/vn/foods/export_guide/milk.html

➤ ベトナム保健省（ベトナム語・英語）：

<http://www.moh.gov.vn/>

➤ ベトナム農業農村開発省（ベトナム語・英語）：

<https://www.mard.gov.vn/Pages/default.aspx>

略語索引

略称	英文正式名称	日本語正式名称
AJCEP	ASEAN-Japan Comprehensive Economic Partnership	日本・ASEAN包括的経済連携協定
COA	Certificate of Analysis	検査分析証明書
EPA	Economic Partnership Agreement	経済連携協定
FDA	Food and Drug Administration Office	食品医薬品局
HoReCa	Hotel Restaurant Cafe	ホテル・レストラン・カフェ
MAFF	Ministry of Agriculture, Forestry and Fisheries	農林水産省
MARD	Ministry of Agriculture and Rural Development	農業開発省
MFN	Most-Favored-Nation Clause Definition	最恵国税率
MOH	Ministry of Health	保健省
MOIT	Ministry of Industry and Trade	貿易産業省
RCEP	Regional Comprehensive Economic Partnership Agreement	地域的な包括的経済連携協定
VAT	Value-added tax	付加価値税
VJEPA	Vietnam Japan Economic Partnership Agreement	日本・ベトナム経済連携協定